論　説

1946年の市長公選運動(5)

切　刀　俊　洋

目　次

序　章
第１章　敗戦直後の首長公選論（以上第８巻第２号）
第２章　八戸市の市長公選運動（以上第８巻第３号）
第３章　仙台市の市長公選運動（以上第９巻第１号）
第４章　函館、室蘭、釧路の市長公選（以上第９巻第２号）
第１章の補足
第５章　関東以西の諸都市の市長公選
　第１節　未熟な前期公選
　第２節　低調な公選選挙
　　１　浜田市
　　２　宇治山田市（伊勢市）
　　３　川崎市
　　４　福岡市（以上本号）
　第３節　中止された後期公選（以下未完）
結　論

第１章の１　戦前の首長公選論の補足

憲政会－民政党内の市町村長公選論

無産政党の人民的自治論の系譜とは異質の、もう一つの首長直接公選論が、1920年代に、憲政会－民政党の政務調査会の内部で、斎藤隆夫によって二度にわたって提起されていた。それは、地方行政の安定策・党弊是正策の一つとして構想されており、既成政党のなかの自由主義的少壮派が政党政治の確立を意図して推進した一連の政策のなかで登場したものと考えられる。なお、

1910年代、斎藤と肥塚龍は、ともに兵庫県選出の国民党－立憲同志会－憲政会の衆議院議員であった(1)。肥塚龍の自由民権期の首長直接公選論が、同郷の後輩であった斎藤に継承されたものかどうかは不明である。また、「党内」としたのは、普通選挙論とちがって、憲政会－民政党の首長直接公選論は、党の正式の政策になるほど有力かつ持続的なものではなく、また、世論や運動と連動する契機も極めて弱かったからである。

その第１回は、1924年後半、加藤高明（護憲三派）内閣期であった。1924年９月22日、憲政会の政務調査会（横山勝太郎会長）の総会が開かれ、斎藤隆夫は市町村議会選挙における被選挙権と選挙権、市町村長の権限、市町村長の選挙方法、市制の等級選挙撤廃について検討するよう提案した。そして、15名からなる地方制度改善に関する特別委員会が結成され、委員長には党務委員長の八並武治が選出された(2)。この特別委員会の活動は、地方議会への男子普通選挙制の導入、市会選挙での等級選挙制の撤廃、郡長と郡役所の廃止などの内容で、1926年の地方制度改正となって結実することになった。

そして、この特別委員会が検討しながら、結局党議として決定されるにいたらなかった項目には、府県知事の公選、婦人参政権とともに市町村長を直接選挙で選出することが含まれていた。1924年12月８日、特別委員会では、斎藤隆夫委員が市町村長を一般投票で選挙する件について理由を説明し、委員の間では異議なく了承されていた(3)。そして、12月20日、市町村長直接選挙制は郡役所の廃止、選挙権の納税資格と等級選挙制の廃止とともに特別委員会で可決され、あわせて、第50回帝国議会で実現を期する事が申し合わせられた(4)。

ところが、1925年にはいると、憲政会の準機関誌『憲政公論』の会報記事には、この地方制度に関する特別委員会は全く登場しなくなり、政務調査会でも市町村長の選挙方法が検討された形跡はない。ここで、市町村長直接公選制が検討過程で流産したのは、内務当局がその実施をためらい、結局、党内の合意を形成できずに棚ざらしにされたためであったと、後に回想された(5)。

憲政会を構成した大隈系政治家や桂太郎系官僚のなかには、日清・日露戦争

期から、都市経営の効率化と市政腐敗除去つまり党弊防止のための市長独立制、市長権限強化の政策が存在していた(6)。

この1924年後半の段階での市町村長直接公選制案は、憲政会の主張として必ずしも突飛なものではなく、当時の憲政会の内政の基本方針であった行政整理・緊縮財政政策の一環に位置づけうるものであった。憲政会は、第一次世界大戦後に膨張した地方行財政の大胆な縮小をめざして、警察署や裁判所の整理統合、郡役所の廃止と町村合併、官業の整理と民業への移管を実施しようとしていた。そして、そのために生じる地域社会の政治的困難を、首長の手腕によって克服しようとしていたと思われる。たとえば、若槻礼次郎は、地方財政の徹底的整理緊縮を断行する事は、実に地方長官の決心次第と述べ、地方議員や政党員の機嫌をとるような卑屈な態度を戒めていた(7)。そして、首長の強力な政治力を担保するものの一つとして、知事・市町村長への公選制の導入が構想されるのは、不自然ではなかった(8)。

また、この市町村長直接公選案は、地方の直接公選の要求が憲政会に汲み上げられたものではないと思われる。『憲政』や『憲政公論』の誌面によれば、この時期の憲政会地方支部は、普選断行、地方行財政整理、義務教育費国庫負担増額を決議するのが一般的であり、それに加えて、地方自治体の権限拡張と知事の公選を決議しているのは、1921年12月の福島支部大会、1924年12月の福島支部総会、1926年６月の奈良県支部大会だけである(9)。市町村長直接公選を要求した地方支部はなかった。

さて、民政党が野党であった田中義一内閣期には、政友会多年の看板政策である知事間接公選論が、政府内の審議会で検討された。しかし、民政党はこれに反対の態度をとったとされている(10)。

他方、1928年には東京市会の疑獄事件の摘発を契機に、市長直接公選制が検討された。８月26日、社会民衆党は、上野公園で市民大会を開催し、「市民の直接選挙に依る市長公選制を設くる事」を要求した。同党は、この制度につい

て、市会解散、改選後の新市会が市条例を発布することで、現行法令のもとにおいても実行可能な改革であると主張していた(11)。また、東京市政調査会は、同年８月に市政刷新のための市政制度改善に関する13項目のアンケートを、各界有識者に対して実施したが、その第９項「市長を直接市民の投票に依り選挙せしむる事（理由、市会議員の極端なる市長掣肘を防ぐ）」については、全体で59%（婦人88%、無産政党関係者84%）の支持があり、両院議員、実業家、学者、官公吏、教育家のなかにも、市会への不信と現行の市会による市長推薦選挙制度に対する批判が少なくないことがわかる(12)。

ただし、都市行政の専門家は、市長直接公選論に対し慎重な態度をとっていた。このアンケートを実施した東京市政調査会の専務理事の前田多門は、「市長にして強くんば、市会の腐敗を或点迄矯正する事が出来たのである。吾国自治発達の現在の程度に於ては、市長が強いと言ふ事は、市政振興上極めて必要である」と述べ、市政改善策の方向を市長の権限の強化策のなかに見出している。そして、今回のアンケートのなかで、市長公選説が多数の点数を集めえたのも、世論が市長強化の必要を痛感した結果であると判断している。しかし、前田は、市長公選説は、１）デマゴーグが人気を集めて市長になる、２）行政専門家を市長に迎えることができない、３）市長選挙に金がかかるようになり、適任者を市長に迎えられないか、政党による市政支配を招く、といった公選の弊害を列挙して「自分は市長公選説に賛成を躊躇する」(13) と述べ、むしろ、市長の市会に対する権限強化や市自体の団体自治権の強化を支持した。

また、大阪市長の関一は、このアンケート結果を分析して「直接公選の権限強き独裁市長制が、市政改善上に貢献し得るという積極的の論拠については明白を欠いている」(14) と述べ、米国特有の市長公選制を無批判に賛成し採用することに危惧の念を抱いていた。関の市長公選制批判の主張は、１）市政では立法事項が少なく行政活動が重要な地位をしめているから、権力分立主義にもとづいて公選市長と公選市会を対立させても、市長の強化と市会の無力化をもたらし、勢力均衡の理念を放棄する結果となる、２）アメリカの市長公選制も実

際そのように変遷してきた、３）市長公選制は、市民が自分で選挙した市会議員を信頼せずに、別に市長を公選して牽制させることを原則とするもので、市民が市会を信頼しないという不信任政治をもたらす、市民の信頼によって当選したはずの市会議員が組織する市会の選挙した市長は信頼できないというのは、論理矛盾である、４）二元代表制は、責任の帰属をあいまいにし、また専門性・能率性を必要とする市政を素人か職業政治家に一任することになり、市政を渋滞させるなどであった。

逆に、国民党から革新倶楽部をへて政友会に所属した衆議院議員の植原悦二郎は、1929年に、知事と市町村長の直接選挙を主張し、それが地方自治の完成のための当然の制度改正であると述べていた(15)。

民政党内に公選論が登場するのは、1930年の後半、浜口内閣期であった。この段階でも、民政党内で市町村長直接公選制の導入に合意が形成されたわけではなかった。たとえば、内務省の各局長から次官を歴任した後、1924～27年の憲政会内閣のなかで、法制局長官と内閣書記官長をつとめた民政党系の貴族院議員である塚本清治は、公選によって市会と対立する市長を選出しようとするのは「市長独裁にあらざれば市長官僚化に堕する主張」であり、「市会の意思と市長の意思と二つあってはならぬ」「公選の市長と雖も常に正しき事のみを行ふとは限らない」(16) と述べ、地方議会を唯一の住民代表＝意思決定機関とする議会主義の立場から市長公選論を批判していた。また、内務官僚出身の前文部大臣であった小橋一太は、町村長の任命にあたり、官庁の認可権を廃止し、町村会の判断に委任するのが社会の進歩に沿うものと間接公選制の強化を主張していた(17)。

それに対して、浜口内閣の内務政務次官になっていた斎藤隆夫は、1930年７月24日、政務調査会（小山松寿委員長）で市町村長公選問題を次のように提案し、民政党内での検討を要望していた。

「現行法に於ける市町村長選挙は複選法で弊害が多い、依って市町村有権者

が直接市町村長を選挙することゝせば、有力者を挙げ且つ自治行政を円滑に行ひ得るとの説がある、依ってその当否に就き調査せられんことを望む」(18)

つまり斎藤の直接公選案は地方行政の強化・安定策として提起されていた。斎藤は、内務次官として、この提案を内務省当局に研究させようとしたが、内務官僚の対応については不明である(19)。また、民政党内には賛否両論があり、反対論の根拠は、①選挙の回数が増加し事務が煩雑になる、②公選の結果、議会と首長が対立する、などであった。斎藤は、①は立憲政治の本旨に逆行するもの、②は首長の権限を拡大し、原案執行権を首長に与えることで対立を解決できると主張した。さらに、斎藤は欧米各国の直接公選制の実例を示す参考資料を政務調査会の委員に配付したり、地方長官から意見を聴取したりした(20)。その結果、斎藤の提案は、当時浜口内閣に設置されていた選挙革正審議会（潮恵之輔内務事務次官が幹事長）に対応した民政党政務調査会のなかの選挙革正委員会（山桝儀重委員長）に付託され、９月６日、この委員会で直接公選制につき「賛成論多数で近く政務調査会の議に付して党議を決することになった」(21)。この時の意見交換では、賛成論は、自治体の腐敗と能率の低下の原因は間接選挙によって地方議会が市町村長を選挙することにある、市町村長が公選となれば、市町村政に責任感の強い人を選挙することになる、市町村民の要求を施策に現わすことになる、というものであった。それに対し、反対論は、直接公選制は選挙民の意思の分裂を生ずるもので、自治制度の理念上現行制度のほうが穏当である、というものであった。

ところが、翌月の10月22日、選挙革正委員会では、29項目にわたる選挙革正対策を決定し、それを政務調査会と党議をへて、政府の選挙革正審議会に提出することになったが、またしても、そのなかには市町村長公選問題は含まれていなかった(22)。

この1930年後半の市町村長直接公選案は、地方制度の問題というよりも、選挙における弊害とくに党弊の是正問題の一環として登場したのが特徴であった。1928年と1930年の衆議院議員選挙は、本格的な政党内閣のもとで男子普通選挙

制によって実施されたが、無産政党への弾圧選挙であっただけでなく、一方で大量の選挙法違反者を出す金権腐敗選挙となり、他方で地方官の大量更迭を前提にした官憲による党派的干渉選挙となってしまった。それで、浜口内閣は、選挙における弊害を是正して政党政治、議会政治への国民の信頼を回復しようとした。選挙革正審議会は、地方選挙を直接検討の対象とはしなかったが、選挙干渉防止策として、「知事及警察制度改革」と府県を含めた「事務官の身分保障」問題（文官分限令の第11条第１項第４号による党派的休職の問題）の是正が検討されていた(23)。それは、政党内閣の定着と政権交替に伴う党略的地方官人事によって、地方官が頻繁に更迭させられたり、あるいは政党の走狗となっている事態を改めて、地方行政の安定と公正中立を確保しようとするものであった。この審議会に委員として参加していた斎藤隆夫が市町村長直接公選制を再び党内に提案したのも、前述の斎藤の提案理由にみたように、地方政治における党弊是正と地方行政の安定という政府の審議会と同一の政策目標に由来するものであったと思われる。つまり、首長の選任を政党の大臣や政党支配下の地方議会による党派的人事から切り離して、住民の多数意思に直接委ねることで、首長の任期と行政権を安定させようとしたのである。

斎藤の市町村長直接公選案を『民政』誌上で補強していたのは、ただ一人内務官僚出身で長期の県知事生活をへて民政党の衆議院議員となったばかりの末松偕一郎であった(24)。末松は、まず政党政治と地方自治の発達について、従来日本では地方自治への政党の介入を敵視してきたが、地方政治の政党化はイギリスの労働党にみられるように世界の大勢であって、むしろこれを歓迎し、善導して政党中心、議会中心の時代に適合するよう地方自治の発達をはかるべきであると主張した。そして、普通選挙の実施によって、中央政党が府県や市町村に地盤を拡張するのは必然だが、地方官や首長の政党系列化は地方行政の発達を阻害するから、首長の選任に直接公選制を導入して、その中立性を確保すべきだと主張した(25)。また、末松は地方官の人事異動について、従来官僚政治の伝統として新進抜擢を目的に頻繁な地方官の更迭がおこなわれてきたが、そ

れが政党内閣になって党略性濃厚となっている、そのため、知事が地方の事情に精通せず、難問題を回避し、自己の功名を目的に政党の走句となっていると、その弊害を指摘した。そして、末松は、この弊害の救済策としては、官吏の身分保障（更迭の防止・制限、停年制）はかえって老朽無能官吏の保護となって地方行政の不振をまねくと批判し、任期制をともなう首長直接公選制の導入を提唱していた。末松は、直接公選制は自分の十数年来の主張であり、今日の世論でもあるから、早晩実現すると楽観的見通しを述べていた(26)。

民政党内の直接公選論は、1930年夏に仙台市で市長公選運動が市会の党争を克服することをめざして成立した時、その一つの契機となり（本論文の第3章を参照）、地方の既成政党内の少壮・革新派や一般市民のなかに同調者を獲得しうることを示していた。しかし、民政党全体としては、党幹部や地方支部、内務省当局に直接公選制についての合意は成立せず、斎藤隆夫とその周辺が直接公選論を党内に提案したにとどまったものと考える。

1931年の第59回帝国議会では、安達謙蔵内務大臣は民政党内閣の地方制度改正法案として、婦人公民権の付与と男子公民の年齢引き下げを提案した。法案は衆議院で可決されたが、貴族院で否決された。この改正案は、15年後、幣原内閣のもとで、旧民政党系の内務官僚の手で、形をかえて衆議院議員選挙法の改正として実現した。しかし、首長直接公選制案は、1930年にも、敗戦直後にも結局与党・政府内部からは正式に提案されることはなく、民政党内の地方行政安定のための直接公選論は、1946年4月以降に、内務省がGHQの憲法改正草案をやむなく受容する時に復活することになった。

このような結果におわったとはいえ、斎藤隆夫と植原悦二郎という、1920年代の自由主義政治家の代表的人物に、首長直接公選論が存在したことは、明治憲法体制の立憲主義的改革の方向のなかで、首長直接公選制が実現しうる抽象的可能性があったことをしめしている。

なお、1890年代から1930年代にかけて、大都市制度の制定が地方制度改革の重要な課題でありつづけ、その最大の争点は、府県知事と同様の権限をもつ大

都市（特別市）市長が誕生した場合の市長を、官選とするか公選とするかの問題であった。ただし、そこで市会側などが主張した公選とは、市議会による市長の選出であり、1920年代の知事公選論と同じく間接公選論に含まれ、本論文が着目する首長直接公選論とは別のものであった(27)。

1章の1の補足　注

(1)　斎藤隆夫『回顧七十年』中央公論社、1987年、31～46ページ。なお、肥塚龍については、肥塚麒一編『肥塚龍自叙伝』私家版1922年を参照。肥塚（1848～1920年）は改進党系自由民権家、神奈川県会議員をへて、1898年東京府知事、1908年衆議院副議長。

(2)　『憲政』第7巻第10号、1924年10月、60ページ。なお、憲政会は1919年から既に地方議会への普選導入（公民権の拡大）と等級選挙の廃止を主張していた。『憲政』第2巻第2号、1919年2月、53ページ

(3)　『憲政』第7巻第12号、1924年12月、56～58ページ

(4)　『憲政』第8巻第1号、1925年1月、57～58ページ

(5)　『民政』第4巻第10号、1930年10月、137ページ

(6)　櫻井良樹『大正政治史の出発』山川出版社、1997年、315～336ページ

(7)　若槻礼次郎「地方財政救済策」『憲政』第6巻第1号、1923年1月、所収

(8)　小西　和（衆議院議員）「地方行政の整理緊縮粛正」『憲政』第7巻第10号、1924年10月、3～10ページ

(9)　『憲政』1922年1月、49ページ　『憲政公論』1925年1月、61ページ　『憲政公論』1926年7月、86ページ

(10)　鈴木武雄「知事公選問題の経過」『都市問題』第5巻第2号、1927年8月、所収

(11)「東京市の疑獄と市政浄化運動」『都市問題』第7巻第4号、1928年10月、所収

(12)　東京市政調査会「（資料）市会に関する制度改善諸案――質問書に対する回答の調査」『都市問題』第7巻第5号、1928年11月。このアンケートは、5,688名の各界有識者に配布され、1,529通（27%）の回答が寄せられた。60%以上の支持があった項目は、市会と予算案の公開、市会議員定数の削減、市長の権限拡

張であった。

(13) 前田多門「東京市政改善策に就て」『都市問題』第７巻第５号、1928年11月、44～48ページ

(14) 関　一「米国における市長公選制度の消長」『大大阪』第５巻第９号、1929年９月、（のちに関一遺稿集『都市政策の理論と実際』1968年、都市問題研究会、所収）

(15) 植原悦二郎「政党と地方自治団体」『斯民』第24編第12号、1929年12月、１～５ページ

(16) 塚本清治「市長公選論を排す」『斯民』第24編第５号、1929年５月

(17) 『民政』第４巻第１号、1930年１月、130ページ

(18) 『民政』第４巻第９号、1930年９月、131ページ

(19) 内務省地方局は、1926年の地方制度改正以降、婦人参政権と比例代表制の問題を検討しており、首長直接公選制は検討の対象外であったようである。『内務省史第二巻』原書房、1980年、189～192ページ、挟間茂の回想を参照。

(20) 『河北新報』1930年７月26日「民政党政調会」　同８月13日「市町村長の公選問題」　同８月19日「市町村長公選問題」

(21) 『民政』第４巻第10号、1930年10月、137ページ

(22) 『民政』第４巻第12号、1930年12月、136～137ページ

(23) 選挙革正審議会の第一特別委員会（近衛文麿委員長）『小委員会議事録』（1930年10月１、９、23日の審議内容）による。国立公文書館所蔵。なお、この時期の選挙法の改正については、伊藤之雄「ファシズム期の選挙法改正問題」『日本史研究』第212号、1980年４月、を参照。

(24) 末松偕一郎　1876～1947年、福岡県生まれ。1902年東大（法）卒、内務省入省、法制参事官、徳島県知事、台湾総督府財務局長、同内務局長、滋賀、茨城、広島の各県知事をへて、1928年衆議院当選（～1942年）。1931年鉄道政務次官。著書に『地方自治制要義』（帝国地方行政学会、1923年）があるが、法令の解説書であり、首長直接公選論を主張していない。

(25) 末松偕一郎「地方自治に政党侵入の可否に関する諸名家の意見に就て」『民政』第３巻第２号、1929年２月、30～36ページ

(26) 末松偕一郎「地方官更迭の弊害と其の救済策」『民政』第４巻第10号、1930年

10月、38～43ページ

(27) 中西啓之「明治・大正期における大都市制度の確立過程と大都市の自治権」政治経済研究所『政経研究』第34号、1982年、および高木鉦作「大都市制度の再検討」日本行政学会『地方自治の動向』1989年、ぎょうせい、大岡聡「日中戦争期の自治擁護運動について」『歴史学研究』第666号、1994年12月、６ページを参照。

第５章　関東以西の諸都市の市長公選

第１節　未熟な前期公選

本章の課題は、関東以西の諸都市で成立した市長公選（運動）が、これまで分析してきた東北、北海道の事例と比較して、どのような特徴をもっていたのかを明らかにすることである。序章の表６に掲げたとおり、これに該当するものは確認できるだけで17都市にのぼるが、その世論・運動は公選をめぐる結果によって、次の７つに分類できる。

ア）４～５月の前期に町内会ルートの推薦や投票で新市長候補が選出された……多治見、下松、松戸、半田、小田原

イ）４～５月の前期に公選論が形成されたが、結局市会だけで推薦した……栃木、松本

ウ）公選が５月の前半までに決定され、投票が６月に予定されたが、候補者が１人しか残らず無投票で推薦された……小倉、佐世保

エ）一般市民の投票による直接公選が実施された……浜田、宇治山田、川崎

オ）公選が実施されたが投票無効となった……福岡

カ）公選論が形成されたが、市会補選で民意を反映させることとなり、公選が中止された……新宮

キ）７～９月の後期に公選が予定されたが、中止された……岐阜、高知、川越

このように分類してみると、関東以西の諸都市の市長公選の世論と運動は、東北、北海道に比べて低調であったことがあらかじめ確認できる。一般投票が実施されたエ）の場合でも、

浜　田　市	5月22日	41.5%
宇治山田市	6月30日	37.4%
川　崎　市	7月14日	51.4%

のように、投票率は低く、民意の反映に充分成功しなかった。福岡市は6月26日投票が実施されたが、投票率22.8%で無効となり、開票されなかった。本章では、これら17都市について、上記の公選（あるいは非公選）の決定や投票の結果を基準に第1節では、ア)、イ)、ウ）の事例から前期の公選をめぐる動向の特徴を明らかにし、次に第2節では、エ)、オ）の事例から、東北、北海道の市長公選では発展期にあたる5～6月にもかかわらず、公選が低調におわった原因を解明する。そして、第3節では、カ)、キ）を事例に、公選が中止された原因を解明する。なお、これらの都市に対応する地方新聞の関連記事の内容が概してうすいこともあり、市長公選運動の前提や当時の市政構造には、充分検討を加えることができなかった。

〈多治見市〉

岐阜県の多治見市では、すでに上山貞治市長が1945年12月25日に辞職していた。また翌年の2月25日に開催された社会党多治見支部結成大会・市民大会は、「市民の総意による市長を推挙せよ、現市議・市参与の総辞職」を要求していた。4月にはいり、内務省が5月17日までに後任市長を推薦するよう命令すると、市会協議会はようやく選考をすすめたが、期待した候補に就任を固辞された。それで、5月6日の市会協議会は「悩み抜いた末の最後の手段」として公選を決定した。そして、5月9日、市会の市長選考委員が全町内会長を招集して、市長公選の方法を協議させた結果、町内会側からも委員を選出し、市会と協力して候補者を推薦すること、5月25日に隣組長による投票を実施することを決定した。その結果、金子義一（市会議長）153票、伊藤修一（助役）64票で、6月1日、市会は金子を市長に推薦した(1)。

〈下松市〉

山口県下松市では、第２代の田岡勝太郎市長が海軍少将であったため、1946年３月18日に公職追放で辞任した。内務省は、４月17日までに新市長を推薦するよう命令した。それで、市会は町内会長の代表と協議し、市民の意向を汲むこととした。町内会長代表は、市内の全町内会長集会を開催して、町内会側として複数の候補者を決定し市会に推薦した。その結果、市会は勅選の貴族院議員で元内務官僚の松村義一を推薦することにしたが、GHQ が松村を公職追放にしたため、市会は５月から改めて市長選考を開始しなければならなかった。そして、市会は市長不在期間の長期化は好ましくないことを理由に、今度は、市会と町内会との協議方式をやめて、市会だけで候補者の投票を実施し、６月に正副議長がその結果について町内会連合会の了解をとりつけ、７月の市会で、武居謙助（市助役）を推薦することに決定した(2)。

〈松戸市〉

千葉県の松戸市では、門六郎市長が1946年３月19日に辞任すると、４月から市会の全員協議会による市長選考が開始されたが、４月20日の第３回協議会では、公選派と議員総辞職－新市会による市長推薦派が対立し、物別れにおわっていた。やがて、５月14日の第８回市会協議会は、投票で市会議員など５名の候補者を決定した。そして、５月22日町内会長の全体会議は、市会側の５名の候補者を承認し、これを世帯主を有権者として５月23日から26日にかけて町内会ごとに投票し、その結果を市会に提示することになった。５月29日、町内会ごとの投票の結果、川井卯之助市議が最高点となり、市会と町内会長の代表は川井に市長就任を懇請した(3)。

〈半田市〉

愛知県の半田市では、1937年の市制施行以来市長を３期つとめてきた中埜半左衛門が、翼賛選挙で推薦候補として当選していたために、1946年３月26日、

公職追放該当を理由として市長を辞任した。また、半田市会は1942年６月１日の改選で全員が推薦候補として無投票で当選したという完全な翼賛市会であり、かつ、任期満了を迎えようとしていた。公選をめぐる経緯は不明だが、結局、市会は市会内部での選考を断念して、全市の隣組長による投票を実施し、その結果を基礎として、市会は、元半田町長で市政施行以来の助役・市長代理であった足立弥四郎を推薦し、６月14日、内務大臣の認可をうけ足立が市長に就任した(4)。

〈小田原市〉

神奈川県の小田原市では、４月10日鈴木英雄市長が正式に辞任した。その理由は、息子が衆議院議員選挙に立候補したので、選挙の公正を期すためと説明された。そして、すでに辞任前から「推薦母体である市会議員の間においても、公選が最も明朗民主主義であるとの見解を有するものが多い」と報道されていた(5)。すると、４月上旬から市長公選の世論がおこり、市民の間に二つの市長公選論が成立した。一つは、連合町内会長から提案されたもので、市会と連合町内会が候補者を推薦し、それを戸主を有権者として町内会単位に投票するという案であった(6)。もう一つは、独立社会党中央委員の鈴木雄二と、共産党神奈川県委員会の内野竹千代によるもので、両者は４月21日協議の結果、小田原市長公選を契機として人民戦線を結成し、市長公選運動を開始した(7)。

しかし、前者は後者を無視して候補者選考を強行し、４月24日、市会と連合町内会は各々２名の候補者を持ち寄ったところ、期せずして候補者の一致をみた（佐藤謙吉市会議長、松山新吉市助役）ので、市会は「市民の世論を反映した町内会長による推薦という、内容上の公選」である、「時局柄手数と時間を要する選挙を避けることが賢明な策」と主張して、４月26日に全員協議会を開いて最適任者を推薦することに決定してしまった。これに対し、鈴木、内野と社会党の高杉弁蔵小田原支部長は、市会を訪問して佐藤謙吉議長に抗議の申し入れをし、「市長の闇取引である」と絶対公選を主張した(8)。

４月25日、社共両党支部と労働組合を中心に構成された小田原地方民主戦線結成準備会は、「現市会議員は戦前に選出されたもので、従って民主主義者とはいへない、それ故市民は彼等の後任市長の選定には断乎反対せざるを得ない、そこで市民男女有権者により公平なる選出を妥当と考へるので公選を主張しその実現を期せんとするのである」という市長公選決議をあげ、市会が世論を無視して推薦する場合は直ちに市民大会を開くことにした(9)。

市会は、これに対し「投票によって確然と甲乙をつけることは、市町村制改正前としては行き過ぎであり、また落選候補者に対し迷惑至極である」という理由から、投票回避のための妥協案を提示した。それは、市会が４名の候補者、佐藤謙吉（市会議長）、小林剣企（県会議員）、江島平八（商工経済会支部長）、鶴岡和文（元民政党代議士）を連合町内会に提示し、４月28～29日の両日に隣組緊急常会を開いて民意を聞き、隣組長がそれをとりまとめて市常会に報告し、市常会がこれを審議して、「市民の総意」を連合町会長が市会に報告するというものであった。そして、町内会も民主協議会もこれを承認したと報道された(10)。

この結果、５月１日、市会は町内会側から推薦された佐藤謙吉市会議長を、満場一致で市長候補として選出した(11)。なお、この小田原市に類似の町内会推薦による公選は、神奈川県内では、３月上旬に伊勢原町、６月下旬に湯河原町でも実施された(12)。

〈栃木市〉

栃木県栃木市では、1946年３月15日大島定吉市長が進歩党から衆議院議員選挙に立候補するため、市長を辞任した（当選）。それで４月から５月中旬にかけて、市会は公選派と推薦派が対立してもめつづけたが、結局５月21日の市会で後任候補の投票が実施され、12対７で小根沢登馬雄（進歩党、農業）を推薦することにした。これに対し、社共両党支部、労働組合、借家人組合などの代表が市長公選を主張した(13)。なお、栃木県内では、同時期に西那須野町、鹿沼

町、烏山町、芳賀郡の山前村と大内村でも町村長の公選運動が成立した。

〈松本市〉

長野県の松本市では、1946年３月27日、平山泰市長が病気のために辞任すると、４月上旬にまず市会内の石田議長派13名から公選が提案された。それは、食糧問題など重要問題が山積しているので、早急に市長を決定するのが市民の要望に沿うものであるという理由によるものであった。そして、石田議長らの提案は、市会、区長会、各種団体が候補者を推薦し、町内会ごとに一般市民の選挙を実施し、その最高点者を市会が市長候補者に決定するという公選案であり、これが市民の世論にもなっていると報道された。

しかし、４月中～下旬に市会協議会が数次にわたって開かれると、市会だけの推薦派が優勢となり、４月25日の協議会は、町内会ルートを通じて緊急回覧板を各戸にまわして、市民が希望する候補者名を４月30日までに市役所に届け出るという形の世論反映方策を決定した。ここにいたって、松本市内の地方政党である社会民主党は、共産、社会、協同の各党によびかけて、４月29日市民大会を開催し、市会の回覧板案は市会の無能を露呈したものであると批判し、「真の公選」を主張した。しかし、５月２日の市会協議会は、14対８で公選派が敗北し、５月４日公選を主張した11名の市会議員が辞職した。そして、５月７日、残留市議20名は市会で助役の赤羽幾一を市長に推薦した(14)。

〈小倉市〉

福岡県小倉市では、陸軍中将の末松茂治市長が、1946年１月25日、公職追放指令によって辞任を余儀なくされた。市会は後任選考を開始したが、適任者を得ることができず、候補の人選を福岡県知事に一任した。そして、３月30日、市会協議会は知事推薦の平城国義（前福岡県経済部長）を満場一致で推薦した。ところが、５月上旬になると、平城も追放該当の可能性が高いことがわかり、市長選考は振り出しにもどってしまった。そのため、５月11日、市会と町内会

連合会は合同会議を開き、市長公選を協議・決定し、６月２日を投票日に予定し、衆議院議員選挙と同様の方法で市長選挙を実施することとした。これは、市会の市長選考をめぐる４か月にわたる紛糾に対して、市民の間に市会不信の声がたかまった結果であるといわれたが、市内の各政治勢力の動きは低調で、公選に立候補したのは民主連盟・労働組合推薦の浜田良祐一人であった。そのため、市会は選挙を実施せず、浜田を市長候補に決定した(15)。

〈佐世保市〉

長崎県の佐世保市では、小浦総平市長が翼賛選挙の推薦議員であったため、公職追放該当となり、1946年４月に辞表を提出し、５月５日正式に辞任した。市会の後任選考は、市長代理論と早期選任論が対立して進捗しなかったが、そのうち、市民の間に翼賛市会による市長推薦不可の声が強まった。それで、５月11日、市会協議会は公選方法を検討する選挙対策委員会を設置し、６月30日を投票日として、20歳以上の男子を選挙人、30歳以上の男子を被選挙人とする市長公選を町内会ごとに実施すること、市会の委員と町内会連合会代表で市長候補を選定する協議会（15名）を開くこと、を決定した。そして、６月５日、この協議会は、中田正輔（元代議士、市農業会長）と北村徳太郎（現代議士、銀行頭取）の２名を候補者としたが、北村が辞退し、また町内会の一部がこの候補者選考を非難したため、市会は強引に他に立候補の届出なしとして、７月４日推薦市会を開催して、中田を満場一致で市長候補に決定してしまった(16)。

以上のように、４～５月期に公選論がおこった９つの中小都市の市長公選の動向を概観してみると、次のような特徴を指摘できる。第１は、市長の辞任のほとんどが、次節の諸都市のように下から市民や革新勢力の批判によってなされたのではなく、上からの公職追放（軍人、翼賛議員）や総選挙を理由として４月上旬以前に自発的辞職としておこっていることである。第２は、公選論は早期に形成されたが、その中心は市会議員であり、市会が市長選考に町内会の

意向を反映させようとしたものであった。翼賛市会としては、前市長が戦時中の地位を理由に辞職した直後であり、同様の責任をとって総辞職もやむをえないところであったから、責任を回避するため何らかの形で市民の意向を反映させる形の後任市長の選考にしなければならなかったと思われる。その反映のさせ方は、町内会長が市会に市長候補を推薦する（下松市）、隣組長の投票（多治見市、半田市）、町内会単位の一般投票（戸主＝松戸市、男子＝佐世保市、男女一般＝小倉市、松本市）など多様であった。そして革新政党・労組などの市会批判＝市長公選運動は成立しないか、成立しても微弱なものにとどまり、市会主導－町内会協力の「上からの公選」が実施された。つまり、その政治過程は市長を抜いた翼賛体制の延長であった。第３は、その結果、新市長に就任した人物は、既存の市政との連続性が強い翼賛体制下の助役や市会議長・市会議員たちが多かったことである。これらの特徴を総合すると、この９つの中小都市の事例は、序章の６市長辞任と後任人事の部分で述べた第一局面（1946年３月までの、上からの公職追放による辞任と市会だけによる推薦、市政批判勢力の未成長）の要素を色濃くひきずり、市長公選運動全体のなかでは、前期の未熟な形態としての「上からの公選対応」と位置づけることができる。第３章の宮城県の白石町、第４章の北海道の伊達町、それに本章次節以降でふれる三重県の津市、四日市市、和歌山県串本町の事例も、直接一般投票の公選が実施されたか、流産したか、市会に拒否されたかの結果の差異を越えて、この形態に分類できる。また、第３章の塩釜市、仙台市の場合も、「下からの公選運動」が市民大会やメーデーでの集会という形で成立するまでの初発の局面では、この市会主導の「上からの公選対応」の形態をとっていた。

第５章　第１節　注

(1)　『読売新聞（中京版）』、『岐阜タイムス』による

(2)　『下松市史　通史編』下松市、1989年、830～834ページ

(3)　『読売新聞（千葉版）』1946年４月21日～５月30日

(4)　『半田市誌　本文編』、『半田市25周年のあゆみ』1962年、『半田市公報』第71～73号、1946年５～７月
(5)　神奈川新聞1946年４月９日「鈴木小田原市長辞職」
(6)　神奈川新聞1946年４月18日「公選が有力、小田原市長後任問題」　同４月21日「小田原市長公選」
(7)　神奈川新聞1946年４月23日「市長公選を期し人民戦線結成」
(8)　神奈川新聞1946年４月26日「市長公選掛声のみ、小田原市会後任市長を推薦」
(9)　神奈川新聞1946年４月27日「市長公選を決議　小田原地方民主協議会」
(10)　神奈川新聞1946年４月29日「輿論調査で決定　小田原後任市長問題に新方法を採用」
(11)　神奈川新聞1946年５月２日「小田原市長に佐藤氏」
(12)　神奈川新聞1946年３月11日「中郡伊勢原町で町長公選」　同６月22日「湯河原町長に八亀氏当選」
(13)　下野新聞1946年３月２日～５月23日による
(14)　読売新聞（長野版）1946年４月４日～５月８日による
(15)　西日本新聞1946年３月31日「小倉市長に平城氏」　同５月12日「小倉市長公選」　同７月３日「芳しくない九州の公選状況」
(16)　『佐世保市史　政治行政編』1957年、318～331ページ

第２節　低調な公選選挙

１　浜田市

島根県浜田市は、1940年11月３日、紀元二千六百年を卜(ぼく)して市制施行の式典をあげた。町村合併と市制施行の一つの契機は、1939年６月、東久邇宮陸軍中将が浜田町視察の折、「連隊のあるところで市制のしかれていないところは余りない」と述べたことであったといわれる(1)。1940年12月10日に実施された第１回市会議員選挙では、浜田愛市協力同盟という選挙粛正団体が、定員30名に対して27名の市会議員候補を推薦し、その推薦状を全有権者に配布した。それ

で、選挙終了後、市民の一部から愛市同盟の推薦には市長職務管掌の岡田県地方課長や山名臨時助役が参画した疑いがあり、県市執行部の候補推薦は違法、市会選挙は無効という異議申し立てが市会議長に提出された(2)。

初代市会議長をつとめ、1943年７月から第２代市長となっていた俵三九郎(3)は、1946年４月13日、衆議院総選挙での約1,000名にのぼる有権者名簿の脱落の責任と公職追放該当を理由に内務省に辞表を提出した(4)。これに対し、４月16日には、浜田市青年革新連盟が主催して名簿脱落者大会が開かれ、つづいて青年革新連盟は、４月18日、市政革新大会を挙行した。大会委員長は青年革新連盟の大房豊で、２人の「革新派市議」（島田定道、小松原義尊）もここに参加していた。市政革新大会は「戦時中、推薦によって議席を占めた現市会議員が、俵市長辞表提出善後措置に名を藉り、早くも市長銓衡に専断的合議を重ねてゐるのを非とし、市政明朗化のため総辞職を勧告するとともに」１）後任市長選考に民意反映、２）市政全般の刷新、３）名簿もれに対する市当局の陳謝を要求した(5)。俵市長は、４月20日町内会の回覧板に陳謝文を掲載した。

４月24日、俵市長の辞職が認可され、県内務部長は浜田市会に５月23日までに後任選考の手続きをとるよう指令した。市民の世論は、すでに市会批判から市長公選を支持するようになっていたようである。『島根新聞』はそれを、「市民の中には戦争中便法的に選出された議員たちによる銓衡擁立は許すべからず……準公選の方式をもって浜田市再建のため識見ある人物を選び市会にかけて推挙すべし、との意見を抱いてゐるものが多く」(6)と紹介していた。

４月26日、市長選考のための第１回市会協議会が開かれたが、市議たちは上記の市民大会や世論を無視できず、「従来の慣例による銓衡委員会の選任による筋書を強行する如き非民主的な選挙方式には二の足を踏んでゐるやうで」(7)選考作業を進められなかった。それで、市会協議会は、町内会長、各種団体長を招集し後任市長の選考方法と候補者選定について意見を聴取することにした(8)。

そして、４月28日に浜田・石見地区、４月29日に周布・長浜・美川地区の町内会長・各種団体長と市会議員全員との「予備協議会」が開かれた。４月28日の予備協議会では、質疑応答の結果、各町内会長が隣組長あるいは常会に諮って民意をまとめ、５月３日に全市協議会を開いて本格的選考を始めることを申し合わせた(9)。ただし、町内会長たちは一方的に市会に協力しただけではなかった。この４月28日の予備協議会の後、「多数の町内会長が居残り、他の十数名も某所に集合して何れも後任市長の選出は市議の総辞職を前提とする旨の意見の交換をしてをり、市議総辞職論は漸次濃化するに至った」。「旧浜田地区の某有力町内会長は二十八日全町内会長に檄を飛ばし、全市議に対する総辞職勧告方を提示した」。そして、町内会長たちの市議総辞職要求の理由は、「現議員は六年前戦争中一方的に選出され、四年の任期を二ヶ年延長して今日に及んでをり、今度の俵市長の辞職を人ごとの如く扱ふなど無責任も甚だしく、真の民意代表者とは認め難い、この際やめてもらって新たな市会を構成し、明朗かつ公平に後任市長を推挙するといふにある」(10) というものであった。

しかし、市長公選論も市会総辞職論もこれ以上には具体化しなかった。５月３日、第２回市会協議会が町内会長も出席して開かれた。町内会側は、「市会側で若干の候補者をあげ（町内会からの）推薦基準を設けること、現議員総辞職」を市会側に申し出たが、結局、市会を動かすことはできなかった。両者は、市会側の意向に沿って市長選考に入り、市会側の一次投票による候補者５名と、町内会長たちの推薦候補６名のなかから、重複する３名の候補者について共同決選投票を実施した。そして、緇川覗城（原町光西寺住職）17票、俵三九郎（前市長）14票、西坂秀雄（会社員）３票、という結果となったので、正副市会議長ら交渉委員が、同日緇川に市長就任を懇請したが、緇川は固辞し、市長選考は振り出しにもどった(11)。

この町内会ルートによる民意尊重、町内会長が参加した市会協議会での投票という選考方法について、『島根新聞』は「一杯喰された町内会側」「市会の銓衡に町内会が利用された形」と論評した。町内会長たちは、隣組長会や常会で

市民の意向を聴いたが、わずかな期日しか与えられず、選考の基準も試案もなかったので、町内会の会議は「小田原評定に流れ、或ひは議論百出で終ったところが多く」、町内会側は、住民の意見をまとめることができなかった。それで、町内会長たちは5月3日の協議会では「先づ市会の意向をきき、候補者若干名をあげて貰ひ、町内会側と一致すればこの上もないが、最後の決定まで町内会の意見を取入れ協力して進行を図られたい」と要望した。

しかし、市会は、この要望を無視して直ちに候補者をあげて投票を強行してしまったのである。各地区の町内会の会議では、公選論や市会総辞職論も出たが、結局、町内会長たちが市会側に妥協した背景には、「現市会を支持しやうとする旧勢力の支配から脱しきれない一団の動きが潜在してゐる事実がありありと看取される」(12) と評された。

市長選考やり直しの市会・町内会連合協議会は、5月8日に開かれ「前回の失敗と世論に鑑み、公選と決定」した。市会側は、世帯主一票案、町内会側は全市民投票案を主張したが、結局衆議院議員選挙に準じることにした。候補者は、この場で8名を推薦した。島根県地方課長は、これに対し「県としては官選はしたくない、あくまで市民の意思を尊重するからには、責任を持って引き受ける様公選をやる前に十分協議してほしい」と公選に賛成していた(13)。

この市長公選を支持したのは、青年層と町内会長の一部で、青年層は5月19日愛市同盟という名称で「腕の人、情の人を選べ」というポスターを市内の要所に貼り出し、またメガホンで街頭演説をして選挙気分を煽った。町内会長の一部は、西坂あるいは岸候補を応援して「西坂」の名刺を各戸に配って歩いたり、街の要所で西坂や岸の推薦ビラをまいた。『島根新聞』は、「人気は西坂、岸が有力」と報道した(14)。

5月22日、市長公選が実施された。推薦された候補者から前市長など5名の辞退者があり、投票結果は次のとおりであった。

浜田市長公選選挙（1946年５月22日）

有権者	20,194人	
投票数	8,393票	
投票率	41.6%	
岡　本　俊　人（市会議員、元石見村長）		3,256票
西　坂　秀　雄（会社員）		3,178票
岸　　幸　一（浜田警察署長）		1,586票

市長選挙が低調におわった理由について、『島根新聞』は次のように解説していた。「右の如き結果をみた浜田市長公選の跡をみるに、旧勢力で構成する市会が民意尊重の名のもとに町内会長を利用したことが、既に公選を羊頭狗肉化して公選本来の意義を消却したものとも云はれ、岡本、西坂両氏は従来勢力争いに没頭してゐた市議連が擁立したもので、投票数がこの間の事情を如実に物語ってゐるといへやう、投票前日には夜にかけてこられ旧勢力派の裏面工作と抱込み運動が露骨を極め、町内会長、隣組長らの名刺配り、推薦者に対する妨害ビラの貼り出し、流言など陰険悪辣な手段がとられて、市政の明朗化を期して起った青年層婦人層の意図を破摧するとともに、知識階級の棄権を増大させるに至り、公選に大きな汚点を印した」(15)。

翌日の５月23日、市会は岡本を市長に推薦し、県の推薦命令の期日内に選考手続きを終了することができた。

浜田市の場合、市長辞任と青年団体による市政革新市民大会を契機として、戦時中から継続する翼賛市会への批判と市長公選の世論が下から成立した。しかし、それを市民レベルの公選運動に飛躍させることができる新しい政治勢力は成長しなかった。革新政党・労組勢力は登場せず、青年層や町内会長層は旧勢力の支配から自立できなかった。そのため、市長公選は既存の市会と町内会長のリーダーシップのもとで実施され、選挙は当初の翼賛市政刷新・民主化の目的を見失って市会議員間の勢力争いの場となって、一般市民とりわけ新有権

者層の棄権が増大する結果におわった。

2　宇治山田市（伊勢市）

〈斎藤市長の辞任と三重県内の公選問題〉

伊勢神宮の鳥居前町である宇治山田市は、1906年市制を施行した。戦前・戦中の宇治山田市は、1931年に参宮急行電鉄（のちの近鉄）の大阪～宇治山田間が開通したこと、国策として修学旅行による生徒の伊勢参拝が奨励されたことにより、神宮参拝客が急増し「神都」としての繁栄を誇った。そして、戦時中は周辺町村を合併し市域を拡大して、国策による神都整備事業が展開された。しかし、敗戦直後の宇治山田市では、1945年７月28日の空襲によって市街地面積の50%、総戸数の30%が焼失したことに加えて、国家神道の権威が失墜し、GHQの神道指令で伊勢神宮が1946年１月から一宗教法人に転換したため、その「神都産業」は深刻な打撃をうけた。伊勢内外両宮の参拝者延人数は、1930年当時が300万人、戦時中の最盛期である1942年が777万人であったのに対し、1946年は113万人、1947年は83万人にまで減少していた(16)。

また、敗戦直後の市会を構成していたのは、1940年12月に改選され、戦時特例をもって任期を延長されていた市会議員たちであった。そして、市政を担当していたのは、1935年11月鉄道省の局長から市長に就任し、３期目をつとめ、戦時中「神都」整備を推進した斎藤真澂(17)であった。斎藤は、1944年３月に三選されていたが、1946年２月27日、市会で「戦争責任と戦災復興の大事業達成には、老齢、病弱の身の到底その任ではない」ことを理由に任期途中の辞意を表明し、３月５日継続市会で次年度予算が議決をみたので正式に辞表を提出した(18)。

当時、三重県内では、首長の相次ぐ退陣にともない、すでに各地で首長公選論が成立していた。県南の南牟婁（むろ）郡木本町では、町長辞職後、その後任の選考方法をめぐってもめつづけ公選論まで登場したが、結局、町会議員と

町内会長から選出された町長選考委員会が、１月31日新町長を選出した(19)。この県南地方では、敗戦以来、町村長の辞任が相次ぎ、５月15日までに21か町村のうち15か町村で、町村長が「民主化の声に押されて自信を失った結果退陣の余儀なきに至った」(20)。

また、県北の員弁（いなべ）郡梅戸井村では、供出調整米の処分および軍払い下げ品分配問題を発端に、村長不信任の声がたかまり、２月４日、共産党の松原宏道をリーダーとして青年層を中心に村民大会が開かれた。そこでは「一、戦争責任者の公職よりの追放を期す、一、供出米の管理権および食糧営団の監督権を主張す、一、村長の公選を要求す」など17か条が決議された。大会の実行委員が村長と村会にこれらの要求の実現をせまると、両者はそれを承認した(21)。それで、実行委員たちは、２月６日から村内の農業会倉庫などの点検、帳簿の検査を開始し「特権階級の着服、横流し」を暴露するとともに、「村政の根本的改革」「特権階級の総退陣」と、村長公選をめざした(22)。そして、その後第２回、第３回の村民大会をへて、３月５日、村長公選が18歳以上の男女を有権者として実施され、柴田忠（元九州帝大教授）が当選した(23)。

他方、県内の都市では、四日市市と津市で市長辞任にともなう後任選考問題が発生しており、市長候補の人選に市民の声をいかに反映させるかが問われていた。

四日市市では、岐阜県知事から1934年に市長となり３期目の吉田勝太郎が、1946年にはいって辞意を表明していた（正式退任は３月４日）。２月19日、内務省は辞任を承認し市会に後任市長の推薦命令を伝達した。四日市市会は、市民の声を選考に反映させるためという理由で、３月上旬までに２回にわたって、地区常会長会と懇談をかさねると、市長候補として市財界の長老で県商工経済会会頭の伊藤伝七貴族院議員に白羽の矢を立てた。しかし、３月14日、伊藤は「任期延長で市民と直結していない市会がこれをすることは適当でないという声を率直にうけとめるべきで、市民の総意を反映した新しい市会が出来、その上で要請があれば考えてもよい」(24) という理由で、市会の選考委員代表に就任

拒否の意思を表明した。

四日市市では、戦時延長市会への批判と市民派市長実現の声は存在したが、この段階では市長公選論は登場しなかった。それで、市会は選考が暗礁に乗り上げるのを回避するため、窮余の策として吉田前市長の再就任を要請し、３月25日、吉田は再任を受諾した(25)。

これに対し、市会を批判し市長公選を要求する一市民の次の投書が『伊勢新聞』に掲載された(26)。

「私は市長は市民投票によって決することを力説したい　四日市市では後任市長は市民の総意によって選ぶとのことだったが、一部市議と地区常会長が狎れ合ひで自分たちに都合のよい顔触を並べるインチキなものだった　そこで県下では、津、四日市、宇治山田の三市長が辞職し、または辞意を表明してゐるから、総選挙を機に行はれる模擬投票（４月１日、伊勢新聞社主催）を利用して、後任市長を市民の投票に聴ひてみたらどうか、つまり市民全体の投票によってその総意の反映に待つべきだと思ふ」

吉田勝太郎が市会で市長に推薦されたのは、６月14日であり、その間110日あまりの市長空白期間が四日市市に生じた。結果的に、吉田は1946年４～５月という政治的混乱・社会運動発展の局面を、一時的辞任で避難したといえる。そのため、四日市のメーデーに結集した北勢労働組合協議会、戦災者市民生活擁護会などは、市長のいない市役所に決議文を突きつけた後、四日市警察署に批判の矛先を転じ、「次席警部ら３名が、かつて特高警察官として人民運動を弾圧したことを取上げ、即時退陣を要求」した(27)。なお、吉田勝太郎は1946年11月13日、戦時中市長の職にあったため公職追放となり、市長を再度辞任した。

次に、津市では、元衆議院議員で1930年以来市長をつとめてきた堀川美哉が、1945年８月、「戦争に非協力」という理由で、「軍部の圧力によって辞任に追い込まれた」(28)。そして、その後任として、石原雅三郎市長が11月２日着任していた。ところが、石原は健康問題、助役人事をめぐる市会との対立、町内会長はじめ一般市民の不信頼を理由に、３月14日市会によって辞任勧告を突きつけ

られ、総選挙終了後の４月15日、辞任を自ら表明していた(29)。津市会は、「市民の総意を尊重して理想の市長を推薦しよう」と主張したが、具体的には、四日市市と同じく、連合町内会長と２か月にわたって協議をすすめ(30)、４月23日、両者合同の市長選考協議会を開催して、町内会長や一般市民の間に人望があり、かつ前年の辞任の経緯から「民主化政策を遂行するに相応しい人物として評価され」(31)た堀川前市長を後任に推薦する事に、両者が一致した。津市では市長公選論は成立しなかったようである。堀川が正式に後任市長として内務省に申請されたのは、６月28日であり、津市でも、1946年４～５月は市長空白期間であった。

〈宇治山田民主同盟の市長公選運動〉

四日市と津の市長公選問題が、1946年２～４月期に、市会と町内会長との協議・合同選考方式によって前職・元職の再任で終熄していったのに対して、宇治山田市の市長辞任が市長公選運動へと発展していった理由は、市政批判勢力の共同闘争が早期に成立したことであった。三重県の戦後の労働組合の再建・結成は、1946年１月21日、三重県労働組合協議会の結成大会が宇治山田市の神都会館で開催され、18組合が参加したことから開始され、急速に進んでいった。三重県では、戦前の労働運動・無産政党の中心は、松阪市であり、また、戦前・戦中に紡績工場や軍需金属・化学工場が多く立地したのは、津、四日市、桑名の各市であったから、宇治山田市に労働運動が大きな勢力となる条件は乏しかった。しかし、この協議会の結成大会には、宇治山田市の荷馬車組合、三重交通従業員組合、神戸製鋼所山田工場労働組合から代表が参加していた(32)。

また、２月12日、宇治山田市では、尾崎行雄支持者団体「咢堂会」代表の阿竹斎次郎(33)市会議員らが、東京から三田村四郎(34)を招いて「民主戦線を聞く会」を開催した。そして、三重県労働組合協議会理事長に就任していた三重定期バス従組委員長の大山峻峰をその世話役に選出して、「新日本民主建設運動」を具体的に展開していくことにした(35)。三田村は、当時山川均が提唱した民

主人民連盟運動の事務局メンバーであり、やがて、1946年７月の民主人民連盟創立大会では、その教育宣伝部長に選出された。

つづいて、２月15日には、神宮奉賽部大麻課に従業員組合が結成された。伊勢神宮は1946年１月に宗教法人となり、３月には神宮司庁が廃止され、同時に神宮奉賛会が民間団体として設立された。しかし、この間神宮司庁の仕事は激減し、休業扱いの従業員の生活不安が増大していた。神宮司庁は組合が結成されると、直ちに19名の組合員を解雇した。これに対し、三重県労働組合協議会、日本共産党三重県委員会、宇治山田市戦災市民生活擁護会の三者は、大麻課従組支援の共同闘争を展開し、神宮司庁と交渉した結果、解雇撤回と組合承認に成功した(36)。

このような事態のなかで、斎藤市長の辞任が公表されると、３月３日、宇治山田市の新日本民主建設運動は第一回委員会を開催して、「再建日本の民主化啓蒙運動」の第一着手として、斎藤市長の後任選挙に民意を尊重して「各町内或は隣組で市民投票によって候補者を選」ぶ市長公選を主張した(37)。これに対し、宇治山田市会は、３月中に３度市会協議会を開催して後任市長の選考方法を検討したが、「白紙で市民の意向を質す」「選考準備委員会で候補者選考の骨子を定め、これを市民に諮る」などの意見が出ただけで、合意が成立しなかった(38)。そして、３月28日に内務省から後任市長推薦命令が通達されると、ようやく、市会は後任問題を具体化し、衆議院総選挙後の４月13日、四日市や津と同様に市会と町内会長との後任市長推薦懇談会を開催した。この懇談会では、町内会長側から「市会議員に後任市長推薦の資格ありや否や」「市会と町内会長から銓衡委員を選出し後任市長推薦に関する具体的方策を協議しては」「後任市長に関する希望、銓衡方法等につき、市民の輿論調査を行ひ、市会がこれを参考にして市長を銓衡しては」などの意見が出たが、結局、市会が選考の具体案を決定したうえで、それを第二回市会・町内会懇談会に提案することになった(39)。それで、市会は4月16日第一回推薦市会を開き、11名の選考委員を選出し、４月18日、21日には選考委員会が開催されて候補者の物色が開始され

た(40)。

これに対し、宇治山田民主同盟は、４月20日、市内で市長問題演説会を開催し、三重労協の大山峻峰らが市長公選の必然性を強調して、「われらは市会独善による市長推薦に絶対反対す」「われらは市長公選による市長候補を市会において推薦すべきことを要求す」という決議文を採択し、市民運動を開始した。民主同盟の成立過程は不明だが、２月中旬の神宮司庁大麻課労働争議支援運動を母体にして、市内の労働・革新勢力が結集したものと思われ、５月下旬にはその参加団体は28におよんだ。民主同盟は、翌日の４月21日午前「市政民主化はあくまで市民の手で」「市長は市民公選で」と墨書した旗を先頭に市内をデモ行進し、市民から演説会の決議文に対する賛同署名を集めた。デモ隊は、午後には市役所で選考委員会の委員長に決議文を手渡し、市長公選を要求した(41)。

他方、市会の市長選考委員会は、元日本赤十字山田病院長、神宮少宮司、北岡善之助市会議長(42)などを候補者にあげて検討を開始していた。しかし、町内会長の一部や民主同盟から、市会の態度に対する批判がおこったため、市会議長は、４月22日臨時市会協議会を開催して、後任市長の選考方法の再検討を決定した(43)。４月末になると、内務大臣への推薦期日（４月27日）を過ぎたにもかかわらず、市会の選考作業が遅延していることに対し、市民から非難の声が高まった(44)。

５月１日、宇治山田市のメーデーは雨のため、近鉄宇治山田駅待合室・駅前広場で開催され、神戸製鋼所山田工場、三重交通、三重定期などの労働組合、戦災者生活擁護会、共産党山田地区委員会など12団体約2,000名が参集した。メーデーのデモ行進は、外宮前広場で市民大会を挙行し、大山峻峰が議長となって共産党と宇治山田民主同盟から提案された「戦時延命市会は即時総辞職すべし」という決議文と「市当局ならびに市会は市長公選を即時実施せよ」という要求書を可決した。そして、デモ隊は市民大会代表を選出して、その決議文と要求書を田島政吉市長代理と北岡市会議長に提出し、即答を求めた(45)。

〈市会・町内会の推薦母体制〉

このメーデーの要求書は、翌日５月２日の第３回選考委員会で検討されたが、そこでは選考方法について、市会・町内会長・一般市民代表からなる合同選考委員会が候補者数名を選定する、一世帯一票の信任投票とする、という内容の中間的な公選案が議論され、他方、同時に既定方針に従って前回の候補者のなかから５名の適任者を選んだ。しかし、市民や民主同盟の批判が影響したためか、５月４日の選考委員会では、20歳以上の男女市民による直接選挙とする、市会11名、町内会代表11名が候補者数名を推薦し、あわせて選挙管理にあたるという推薦母体制の市長公選を実施することに決定した(47)。公選世論・運動と市会の推薦権の確保との妥協の産物が、この推薦母体制であったといえる。

この三重県のメーデーでは、南牟婁郡鵜殿村でも村長・村議が総辞職を余儀なくされ、後任村長の公選は18歳以上の男女の一般投票によって実施されることになった(48)。

このように、５月上旬市会で市長公選の方向が決定されたものの、宇治山田市の市長公選選挙はなかなか具体化しなかった。メーデー以外では、市民の公選論・運動は盛りあがりを欠き、候補者選考が自由立候補制でないため、各政治勢力の動きは公然のものにならず、市会が公選のリーダーシップをもちつづけた。そして、市長候補を推薦する市会・町内会の第１回合同委員会が開催されたのは、ようやく５月23日で、「市民選挙の細則」と「候補者人選の根本方針」から検討されはじめた。５月31日の第３回合同委員会では、有権者名簿の確定につづいて候補者の内諾の意思の確認のうえ、その資格審査を県当局に依頼することにした(49)。そして、６月８日の合同委員会で、やっと追放令該当被疑者と辞退者をのぞいた10名の候補を選定し、６月11日の市会協議会で、合同委員会の報告を受けて候補者と選挙期日（６月30日）および選挙管理細目などを決定した(50)。

他方、この５月中旬から６月上旬までの一か月間、市長公選を要求した宇治山田民主同盟は、活動の重点を食糧危機突破と広域の民主戦線結成に移行させ

たためか、市長選挙に自由立候補制を採用させる運動や、合同委員会の候補者選考を批判する運動、あるいは革新派が合同委員会に参加する運動は強力には実施しなかったようである。民主同盟は、５月20日、市長・食糧問題演説会を開き、５月下旬には、神宮司庁などに対する隠匿物資摘発を実施し(51)、さらに６月５日には、民主同盟が提唱する形で、官公民合同の食糧危機突破対策協議会を市内に結成させていた。そして、６月10日には、南勢民主各派同盟結成大会を挙行し、「食糧必需物資の人民管理」とともに「宇治山田市長公選に対する要求貫徹」を決議し、それを田島市長代理に手渡したが(52) 市会・町内会長合同委員会の候補者選考を変えるものにはならなかった。

また、社会党宇治山田支部（勢南支部）は、５月上旬になって上田音市中央執行委員の指導のもとに、ようやく結成準備懇談会が開かれただけであった。６月９日、日本社会党三重県支部連合会は、津市で県下17支部が参加して、ようやく結成大会を開催した。

そして、投票日があと数日にせまった６月25日、南勢民主各派同盟、社会党勢南支部、宇治山田市青年連盟は、市長選挙に関し市当局と合同選考委員会に対し「即時推薦母体を撤廃せよ、市長候補は自由候補なるべし、市民の手に依り市長公選を行ふべし」という要求書を提出し、自由立候補を認めない選挙は「偽装公選」であるとして反対声明を発表した(54)。

〈低調におわった公選選挙〉

６月下旬になり、市会・町内会の合同委員会から推薦された10名の候補のうちで、立候補を辞退せず、有志や支持者が選挙運動を開始したのは、阿竹斎次郎（市会議員、咢堂会代表）、小林豊太郎（市会議員、県議）、慶谷隆夫（台湾総督府書記官、引揚者）、郡茂徳（台湾総督府書記官、引揚者）、森田久造（前恩給金庫名古屋支店長）の５名(55) だけで、田島市助役、北岡市会議長ら５名は候補を辞退した(56)。宇治山田市会では、戦前から北岡派と小林派が対立関係にあるといわれた。各候補の選挙運動は、６月25日から開始され、街頭での

名刺配り、ポスターの貼付、戸別訪問などがおこなわれた。６月27日には、市民有志の主催で宮町本願寺で立会演説会が開催されたが、各候補の抱負に独自性は乏しく、いずれも当面の戦災復興、戦災者・引揚者救護から将来の観光都市建設を抽象的に掲げただけであった。投票直前になって宇治山田民主同盟は阿竹を支援し、尾崎行雄も阿竹に推薦状を出した。小林候補は自由党、慶谷候補は社会党、森田候補は出身地近隣である宇治地区４か町の町内会長の推薦をえた。

宇治山田市の市長選挙の結果は、次のとおりであった(57)。

宇治山田市の市長公選選挙（1946年６月30日）

有権者	35,395人	
投票数	13,231票	
投票率	37.4%	
阿　竹　斎次郎（民主同盟支持）		5,090票
小　林　豊太郎（自由党推薦）		4,391票
慶　谷　隆　夫（社会党推薦）		2,392票
郡　　茂　徳		794票
森　田　久　造		504票

投票率は37.4%ときわめて低く、４月の衆議院総選挙時（76.7%）の半分にも及ばなかった。当日は好天の日曜日であったが、市内で長蛇の行列ができたのは、12か所の投票所ではなく、煙草屋の店前であり、それは値上げ前の自由販売のピースを買いに集まった人々であった。『伊勢新聞』は、これを市民の市政に対する無関心を雄弁に物語るものと評した(58)。投票率は、阿竹、小林の地元である中島国民学校が52%と高かったが、周辺農漁村地区は20%代にとどまった。しかし、公選の結果は、当選者決定得票数（有権者数の６割を候補者５名で除した数の６割以上（2,549票以上）を獲得した候補者がいたため、投

票有効と判定された。

『伊勢新聞』は、低投票率の原因について、１）市当局の宣伝不足、２）推薦母体制に対する革新系団体の「偽装公選」声明に共鳴した有権者の選挙拒否、などもあるが、最大の原因は、３）政界の現実と食糧危機に直面しての市民の政治への無関心であろうと解説し(59)、戦災復興に加えて、神宮の衰退、皇学館大学の廃学という難局に直面する宇治山田市にとって、「市長選挙に現われたこの現象は民主日本再建途上の一遺憾事だ」(60)と憂慮した。

他方、『伊勢新聞』は、「従来から神宮鎮座の地として、とかく官僚市長が歓迎され保守的性格をもつ同市で」候補者のなかで元官吏が惨敗し、咢堂会代表の市会議員が当選したことは「大いに民主市長選挙の意義があった」、阿竹が「終始一貫した咢堂翁の支持者として、また、市会の特異的な存在として、ひたすら民主街道を歩んで来たことが、市民なかんずく青年大衆層に受け容れられ」(61)た、と評価した。

７月15日、臨時市会が開かれた。そこでは一議員が棄権率の高さを根拠に選挙無効を主張したが、結局、市会・町内会長合同委員会の報告は賛成27、反対２で採択された。ただし、阿竹を市長候補に推薦する件は、賛成18、反対10、無効１という意外な結果となり、豹変議員に対して市民から非難の声があがった(62)。

日本共産党（中央）は、のちにこの宇治山田市の市長公選を、「共産党推薦候補者が大衆団体の支持を得て闘ったもので……選挙の結果はわれわれの側の候補者が見事に当選した」(63)と述べ、民主戦線によって地方政治を民主化した成功例として紹介した。しかし、これは選挙の過程についての誤認と選挙結果についての過大評価であり、宇治山田市の市長公選は革新派および市民レベルの公選世論・運動、実施された公選の方向、選挙結果のいずれの点でも、その不充分さや低迷ぶりをしめすものであった。

3　川崎市

〈戦前・戦中の市会と市長〉

川崎市は、1924年、川崎町、大師町、御幸村が合併して市制を施行した。川崎は、日露戦後から開始された工場誘致と海岸埋立てによる工業地帯の造成によって、すでに1920年代には京浜工業地帯の中央部分を構成する重化学工業都市として成長し、さらに市制施行後から1930年代には、内陸部における４町７村の合併と軍需工場の進出によって、戦時中人口39万の新興軍需工業都市に発展した。川崎は、兵庫県の尼崎市とともに、戦前・戦中の工業化と都市化が最も著しかった都市であった(64)。しかし、「反面その発展が急激のあまり、無秩序な工場施設の濫立等」の結果、交通、住宅、公害など深刻な都市問題をかかえ「日本のマンチェスター」は「煤煙の都、非衛生都市としての汚名」(65)も高かった。

そして、この戦前・戦中の工業発展を、浅野・安田系財閥をはじめとする財界人と提携して推進したのは、地元の政治家たちであり、その政治勢力とリーダーは、1920年代までは旧川崎町地域の商人と地主たち、川崎町長を歴任し初代市長となった石井泰助（材木商、貸地貸屋業、憲政会）であり、1930年代以降は内陸部の企業家的地主勢力を基盤とする政友会系市会議員と戦時中に市会議長・県議となった金刺不二太郎（建築設計業、政友会）であった。

川崎市は、戦前・戦中、衆議院議員選挙では、政友会の鈴木喜三郎（→野口喜一）、社会大衆党（→同交会）の片山哲という両党の大物政治家および民政党の野田武夫の地盤であった。他方、市会選挙では、表27のように、政友会（敬友会）が優勢であり、中立の市会議員をはさんで、民政党（同志会）および社会民衆党との間で激しい対立・抗争をくりかえしてきた。また、1930年代には、臨海部の労働者街を地盤に土井直作県議・市議をリーダーとする社会大衆党と、陶山篤太郎県議・市議をリーダーとする国家社会党（のちに愛国政治同盟→日本革新党→日本青年党）が市政界に進出したが、これらの無産派市議は、翼賛市政実現の推進力となり、市会での市政批判を封殺し挙市一致の戦争協力を主

表27　川崎市会の党派別構成

党　　派	1924.9	1928.9	1932.9	1936.9	1940.9
敬　友　会（政友）	13	15	16	16	21
同　志　会（民政）	10	10	11	12	7
国　民　同　盟	—	—	1	—	—
社会民衆党（→社大）	—	4	3	5	—
国　家　社　会　党	—	—	1	—	—
愛　国　政　治　同　盟	—	—	—	2	—
無　所　属（旧無産）	—	—	—	—	4
中　　立	7	7	4	5	8
	30	36	36	40	40

『川崎市議会史　通史編　第1巻』より作成

張する勢力になっていった。1940年10月の市会では、土井直作市議が町内会体制の発足について、大政翼賛、下意上達、上意下達の新しい国民体制を作り出すもので、政党が解消され、従来のような政党対立による賛成反対がなくなり「市民全体ガ一色ニ塗リ潰サレ、オ互ガオ互ノ職分ノ上ニ於テ大政ヲ翼賛スル」形ができたと市会の審議をしめくくる発言をしていた。また、後述する江辺市長を推薦し、後援した急先鋒であったのも土井直作であった(66)。

政党解消後に実施された1940年9月の第5回市会粛正選挙では、敬友会39.1%、同志会22.4%、無所属（旧社大）8.3%、中立（旧愛国政治同盟を含む）30.2%という会派別得票率であり、旧政友会勢力が21議席の絶対多数を獲得する圧勝であった。

また、市会議長選挙では、表28の②のように、1928年9月の民政党、中立、社会民衆党の連携による民政系中立の議長と社民系副議長（陶山）の選出の例をのぞいて、一貫して政友会（あるいは政友会が支持した）議長を選出してきた。そして、1936年から10年間市会議長をつとめた金刺不二太郎は、1928年に市議に当選して以来、政友派の論客としてならし、民政系市長の追い落としに活躍した人物であり、1939～40年の市長選考では政友派の市長候補にあげられ

表28　川崎市の市長と市会議長

① 市長

	氏　名	任　期	経　歴
初　代	石井泰助	1924.10～1929. 3	川崎町長
2　代	春藤嘉平	1929. 3～1930.11	青森県知事
3　代	百済文輔	1931. 8～1932. 6	奈良県知事
4　代	中屋重治	1932. 8～1935. 3	神奈川県警察部長
5　代	芝辻一郎	1935. 9～1939. 9	山梨県知事
6　代	村井八郎	1940. 5～1944. 5	福島県知事
7　代	江辺清夫	1944. 5～1946. 6	福島県知事
8～15代	金刺不二太郎	1946. 8～1971. 4	市会議長

② 市会議長

	氏　名	任　期	党　派
初　代	森安治郎	1924. 9～1928. 9	政友会
2　代	佐藤栄秀	1928. 9～1928.12	民政系中立
3　代	石井郁之助	1929. 1～1931. 8	民政党（政友支持）
4　代	斎藤幸一郎	1931. 8～1932. 9	政友会
5　代	矢島七蔵	1932. 9～1934. 8	政友会
6　代	斎藤幸一郎	1934. 8～1936. 9	政友会
7～8代	金刺不二太郎	1936. 9～1946. 7	政友会

たが、政党色が強すぎるという理由で、他会派からの反発があり、市長職を断念していた(67)。

このような川崎市会は、表28の①のとおり戦前・戦中に、市制施行の功労者であった初代市長石井泰助をのぞいて、内務官僚出身の輸入市長を選出してきた。そして、第２代春藤と第４代中屋は政友会の鈴木喜三郎総裁の推薦によって、第５代から第７代までの中立系市長は内務省と神奈川県知事の推薦と市会各派の協議（→満場一致）によって選出されたが、これらの輸入市長は、水道事業などにからむ市職員の汚職、町村合併の不手際、輸入高級職員と地元生え抜き職員の対立、市長自身の腰掛け意識や地方団体軽視から生じる職務怠慢・公金濫費・市会無視などの行為を理由に、市会から激しい批判をあびて、４年

の任期を全うできないか、再任を拒否される者ばかりであった(68)。

敗戦前後の市政を担当したのは、京都市助役から1944年５月に川崎市長に就任した江辺清夫であった。この時の市長選考では、現職の村井再選派と新進起用派とに市会議員が分かれたので、「決戦下満場一致での推薦」を実現するため、新人をさがすことになった。そして、推薦市会は、市長候補の選考条件として「㈠時局認識ニ徹底シ積極果敢ニ事ヲ処スルモノ、㈡内務省及県方面トノ連絡ニ円滑自由ヲ有シ得ルモノ、㈢市内ノ政治勢力ニ拘束ヲ受ケ、又ハ過去ノ因縁ニ捕ハルルガ如キモノハ之ヲ忌避スベク、此際全ク新人ヲ起用スルコト」(69)を提示し、人選と接衝を選考委員会（金刺不二太郎委員長）に委任した。戦時下の市長人事は、市民にも市会にも基盤をもたない輸入市長の性格を一層強めたものであった。そして、江辺の市長就任は、結果的には県知事から強要されたものとなり、市会は江辺の就任条件として市長俸給５割引上げ、市長交際費倍増、市長と助役の公舎購入をのまされた。それで、市会には、全会一致の推薦にもかかわらず、この人事にしこりが残った。江辺市長は、就任と同時に古参の３人の部長、２人の課長を意向に沿わないという理由で解任した(70)。１年後の1945年７月には、森田助役も、市長の猜疑心のため辞職に追い込まれた(71)。

〈町内会長の市長辞任要求〉

敗戦を迎えると、1946年５月の退陣まで、江辺市長はその失政・失態を次々と洗い立てられ、市庁内と市民のなかから批判をあびるようになっていった。それは、吏員の首のすげ替えばかりで市庁内に不安をかきたてた、内務省の連中を公舎に集めて供応三昧の毎日を送っていた、空襲時と終戦時に帰郷中で川崎市にいなかった、中丸子の公舎で畑仕事に夢中で戦災復興にも食糧確保にも無為無策である、福島県知事時代に大政翼賛会県支部長の職にあり、公職追放令に該当する、などであった(72)。すでに県内で、1945年12月には鎌倉の市長が戦時行政の責任をとって辞任しており、1946年４月には小田原で市長の辞任

をうけて公選運動が成立していた。

そして、これらの批判にもかかわらず、江辺市長が居すわりの態度を変えなかったため、町内会、市会、革新・労働勢力から江辺市長退陣の主張が形成された。まず、市長批判の声をあげたのは、一部の町内会長であったが、それには、江辺市長を推薦し、その失政を放置してきた市会への批判が含まれていた。

1945年11月25日、空襲で壊滅した川崎地区の第1町内会連合会の町内会長会議は、「戦災地復興の遅れてゐる所以は、市当局に熱意乏しく怠慢によるものだと激論が出て、江辺市長の責任は重大であり、且同市長の日常の動作にも種々遺憾の点有るをもって、我々は同市長を信任することができぬから、この際潔く辞職すべきこと、また市会も何ら反省することなく、かかる不適任市長をそのままにして置くのはけしからぬから同時に総辞職すべしとの強硬な申合せをなし、猛運動を続けることになった」(73)。

参加した町内会長たちは、「あんな官僚に市政をあづけていたらどうなるか判ったものではない。速やかに辞職して貰って、我々としては、……真に市民の代表者である市長に来て貰いたい。また市会議員は蔭に回ると市長不信任を言ふのに、何故市会で不信任を表明しないのか不思議だ。市会議員も結局同罪であるから、みんな揃って辞職し新しい空気で出直して貰いたい」(74) と交々に憤慨した。そして、町内会長たちは翌11月26日、市役所を訪れて、助役に戦災者仮設住宅の未着工を詰問し、市長不信任を表明した。

なお、同月に結成された社会党神奈川県支部は、一般的なスローガンとして「官選市長排撃」を決議していたが、直ちに県内で官選市長退陣をめざす運動をおこしたわけではなかった(75)。

川崎地区の町内会長たちが、市役所に押しかけた背景には、戦災地の窮状があった。川崎市は、1945年4月15日の大空襲で、市内枢要部の大部分を焼失し、東部の商工業地帯は市役所だけ残して焦土と化していた。そして、罹災戸数38,514戸（45.6%）、罹災者154,426人（44.4%）、死傷者15,740人という被害をうけ、川崎市の1945年11月の人口は、18万人に半減した(76)。とくに、東部の

川崎・田島地区はその後の会社、工場の人員整理も加わり、人口は16万人から５万人へと激減した。逆に中西部の中原、高津、稲田地区は、疎開者、避難者の流入によって６万人から11万人へと倍増していた(77)。市当局は、戦災地に応急対策として仮設住宅を建設することにしたが、材木不足のため1946年３月までに建設した応急簡易住宅は50戸にとどまり、多くの罹災者は川崎市を離れるか、焼け残った小学校や工場の寮で収容所生活を余儀なくされていた。

ところで、江辺市長に辞職を要求した町内会長たちは、形式的には戦時中に江辺市長によって任命されたいわば官選町内会長であり、地域の戦争協力の指導者であった。そして、1945年の年末になると、神奈川県下の各市では、食糧配給への不満を背景に、市民の間から町内会長への批判と町内会の民主的改組が提起された。すでに、川崎市小向町内会では12月初旬に町民の総選挙による役員選出が実施されていた(78)。また、横須賀市でも、年末に２つの町内会で「会長以下全役員は責任を痛感し、率先して全員総辞職し、一月六日町内一戸一票の民主主義的投票をもって新役員を決定し」ていた。ところが、１月上旬に開催された第２回県下６市町内会自治懇談会では「町内会長は末端における戦争責任者ではないか、この問題をめぐって県下の自治懇談会でも相当議論されたものだが、横須賀市から参加した町内会長は辞職する要なしとして、市内連合町内会長会議も同問題に関しては深く触れるところがなく今日に至った」(79)と報道されたように、町内会長の戦争責任問題はそれ以上拡大しなかった。

そして、県の町内会自主化の方針をうけて、１月20日に開催された第３回県下６市町内会自治懇談会では、戦争責任の問題ではなく、民主化の問題として町内会の規定と役員選任方法が自由化されることになった。そして、横須賀市の場合は、戦時中の町内会長は総辞職することになり、３月１日一戸一票の投票によって役員改選が実施されて「町の顔役を一掃」した(80)。それに対し、川崎市の町内会長たちは、１月16日の連合町内会長会議でいちはやく規程・準則を廃止して２月１日から自主的運営にすることにしたものの(81)、一部を除いて戦時中の町内会長がそのまま居すわった。また、川崎市の方針も、現職町会

長の総辞職・改選を要求するものでなかった(82)。川崎市で町内会改組・役員公選の問題が再燃するのは、市長公選実施時の1946年７月であった(83)。

1946年１月26日、川崎、田島、大師の３地区の町内会長６人は、市内の全町内会長に市政の粛正明朗化を要求する市民大会準備打合せ会の開催をよびかけ、「緊迫セル現時局ヲ打開致シマスニハ自治ノ最下部組織タル吾々町内会ヲ通ジテ、燃エ揚ル市民ノ声ヲ政治ニ反映サセル事ガ最モ重要」(84)と訴えた。そして、１月28日に開催されたこの打合せ会には、30余名の町内会長が参加し、１）戦争犯罪人の追放、２）市民食生活の確立、３）市政の改革断行、４）住宅建設の促進、５）戦災者・復員者援護の徹底、をスローガンとする復興促進川崎市民大会を市役所前広場で挙行することに決定した(85)。この市民大会は、２月９日、町内会長有志主催で開催され、町内会長たちは市政の乱脈ぶりを非難し、江辺市長の即時辞職と市会総辞職を決議した(86)。

〈市会と革新・労組勢力の市長退陣要求〉

川崎市会では、２月16日の全員協議会で、金刺議長が先日の市民大会で市長・市会総辞職の決議があがったことを報告し、市議に意見を求めた。しかし、社会党の笠井儀郎市議ひとりが、江辺市長の戦後復興についての行政責任を追及し、あわせて市議総辞職を主張したにとどまった(87)。また、２月28日に招集された予算市会では、同じく社会党の土井直作市議が、「市長は追放令に該当するも、現職の故を以て辞めなくてもよいといふ内務省の解釈を持してゐるようだが、全国各市長にかかる例は一、二を数へるにすぎず、この際、潔く辞任して市政の一新に資すべきである」(88)と述べ、市長の辞任と市会総辞職を要求した。しかし、保守系市議は、市長を批判すれば市会にもその責任が及ぶ、旧無産派の笠井・土井両市議はむしろ戦争協力と江辺擁立の推進者であった、と主張して社会党市議の意見に同調せず頬冠りして通そうとした。その後、江辺市長が辞職不要の態度をとりつづけ、加えて市会での答弁が不誠実であったため、ようやく３月８日になると、市会は市長が辞職する気がないなら予算案を議決し

ないで市長不信任案を提出する意向であると表明し、町内会長のなかからも市当局への協力を断わるという声が出てきた。そのため、江辺市長は３月９日に「適当な時期に辞職する」と回答した(89)。

４月10日の衆議院議員総選挙（神奈川全県区、定員12人、３名連記）では、川崎市は、有権者93,986人に対し棄権28,396人で投票率70％であり、党派別得票率は、社会党が40.8％で第一党、そして自由党29.4％、進歩党7.8％、共産党7.3％、諸派・無所属14.8％とつづき、社会党の躍進と進歩党の凋落が顕著であった。また、地元の現職は全員翼賛議員で公職追放となって姿を消し、地元の保守党候補は一人も当選できなかったが、自由党から立候補した金刺不二太郎（市会議長）は落選したものの、市内で第２位22,983票を獲得し、旧政友会の地盤を確保した。社会党は、片山哲が全県、市内ともに第１位、土井直作が全県６位、市内３位で当選し(90)、革新票をまとめるなら市長選挙に勝利できる条件を獲得していた。

また、この選挙では川崎市でも有権者名簿の脱落が4,000名にのぼり(91)、この問題でも、江辺市長の責任が追及された。そして、市会も市庁内の職員も、江辺市長は総選挙の事務終了をもって辞職すると予想していたが、江辺は依然として正式な辞任を表明しなかった(92)。

1946年５月になってから、新たに江辺市長退陣を要求したのは、共産党京浜地区委員会と神奈川県労働組合協議会（労協）の東芝堀川町工場労働組合であった。川崎および横浜市鶴見地区の労働組合は、京浜工業地帯の労働組合運動再建の中心であった。まず、日本鋼管鶴見製鉄所、池貝自動車、そして東芝各工場などの労働組合は、春日正一ら旧全協・全評系の指導者のもとに、1946年１月15日、第２回神奈川地方工場従組懇談会を開催し、神奈川県労働組合協議会を結成した（60組合、３万人）。他方、旧総同盟系の活動家は、労協に対抗して1946年２月３日総同盟県連結成大会を挙行し（48組合、２万4,000人）、三木治郎が会長、土井直作が副会長、笠井儀郎が主事に就任した。この３人はそろって現職の川崎市議であった。総同盟には、日本鋼管川崎製鉄所労組などが

加入した(93)。再建当初の川崎・鶴見地区の労働組合運動は、工場内での賃上げと経営民主化、労協が生産管理、総同盟が経営参加による生産品販売と食糧確保を重点としており、また、労組を基盤とする社会・共産両党は、市政闘争や市民との共闘に踏み出さないで総選挙に突入していた。そして、川崎の労働組合は、労協と総同盟の中心であったため、かえって共闘が成立しにくかった。川崎の第17回復活メーデーは、社共、労協、総同盟の統一メーデー執行本部のもとに挙行され、民主人民政府の樹立、隠匿物資の摘発、生産管理弾圧反対などが決議された。しかし、これを機会とする全県的な統一戦線組織の結成は、総同盟の反対で不成功におわった。そして、県下の各市では地区別の統一組織が結成され、これが地区労の結成や食糧闘争の担い手となっていったのに対して、総同盟県連本部のある川崎だけは地区統一組織も結成されなかった。

５月にはいると、川崎市とりわけ戦災地の食糧難は深刻となり、遅欠配は一般家庭で平均９日、工場の寮で平均14日になった。そこで、メーデーが終了すると、労協系組合は５月７日川崎駅前の東芝堀川町工場前で「飢餓突破川崎市労働者市民大会」を開催した。この大会では、共産党の京浜地区委員の杉野忠太郎が議長をつとめ、東芝各工場から6,000余名、日本ビクターから数百名の労働者が参加した。そして、参加者は「飢餓突破行進」をおこなって川崎市役所に押しかけた。大会委員は、江辺市長と会見し「遅配米の即時配給、食糧の人民管理、江辺市長退陣、隠匿物資の摘発」を要求した。これには、日本電気、三菱重工業などの労働者代表数百名も合流し陳情した(94)。しかし、江辺市長は「復興事業が残ってゐるから即時退陣は出来ない」(95)と退陣要求を拒否した。それで、大会指導者は５月９日東芝労組などから500名を動員して、市会議場で再び川崎市労働者市民大会を開催し、江辺市長らを呼び出して「隠匿物資の人民による管理、戦争犯罪人江辺市長の即時退陣、一切の食糧の人民管理、欠配・遅配米の即時配給」を要求した。しかし、江辺市長が容認したのは川崎市食糧市民管理委員会の設立とその事務所を市役所内に与えることだけで、「退陣については市長は一向に煮え切らず」大会指導者は「大会の決議に基き市長

は戦争犯罪人であるから速かに追放するやう第八軍に陳情することとし、これに応ぜざれば毎日毎日市役所に押しかけ」(96) ることにして解散した。

その後、川崎市民食糧管理委員会は、５月20日横浜市の野毛山公園に7,000人を集めて食糧メーデーを開催し、食糧人民管理などを要求した。他方、社会党と総同盟県連はこれと別行動をとり、川崎市食糧配給促進委員会を結成して、５月18日役員が市役所を訪問して配給の公正化を要望した。

以上のように、川崎市の場合、市長退陣要求は、戦災地の町内会長の一部、社会党市議を中心とする市会、共産党・労協の食糧獲得労働者市民大会という三者から提起されたが、三者は時期がずれ、交流・連携することなく、その主張は一般市民のなかに退陣要求運動を拡大することができず、結局、江辺市長を辞任に追い込むことができなかった。

江辺市長が辞任を余儀なくされることになったのは、直接的には上記の三者ではなく、庁内から告発された市費の濫費問題であった。川崎市は、大空襲直後の1945年５月に、各地区ごとに総合配給所を設置したが、経営の見通しを誤まり、その使途不明金は100万円にのぼっていた。ところが、江辺市長は1946年３月総合配給所の解散にあたって、嘱託の業者に支給するようにカモフラージュした12万余円の解散手当の一部を、市会の承認なしに市長5,000円をはじめ高級吏員37名にお手盛りで配分していた。この問題は、４月下旬から市役所の従業員組合と職員会によって摘発され、庁内から市長・市幹部批判の声が高まった。そして、市参事会が５月下旬にこれについて会計検査を開始すると、さらに江辺市長ら市幹部は1945年３月の市電の値上げの際にも、特別賞与をお手盛りで支給していたことも判明した(98)。ここに至って、市会は５月27日緊急の全員協議会を開催し、市長を糾弾して即時辞職を要求することにした。江辺市長は、同日朝、市会の開催前に助役に辞表を提出し、６月10日正式に辞任した(99)。内務省は７月10日を期限とする後任推薦を命令した。

〈自由党対社会党の公選選挙〉

江辺市長が辞表を提出すると、『神奈川新聞』は、市会内の空気を「地方制度の改革が発表されたので新制度によって選任すべきものであるとの意見に傾いて」「後任は公選か」と憶測したが、５月下旬の段階では、その方法は小田原市と同様の町内会単位の候補者推薦制や町内会長による間接選挙制も含まれていた。また、一般市民の間には、市長直接公選の世論は具体的には形成されず、市会の判断が民主的方向に進むことを要望するというものにとどまった。新市長としては、官歴の知事上りでない地元の人、市民とともに裸になって働いてくれる人が選出されることを要望する声が強かった。他方、はやくも助役や部長級から５人が立候補の動きをみせていると報道されたが(100)、市費濫費問題で責任を追及される立場にあり、官公吏出身の候補の出馬はその後立ち消えになった。

６月18日、市会全員協議会では、土井直作市議（社会党）が、市民の総意にもとづく市長を選出するため公選の方法を採用すべきと力説し、これがあっさり可決された。社会党は公選必勝を確信していたといわれ(101)、自由党の金刺派も総選挙での落選から立ち直り市政の指導権を確立する好機とみたと思われる。市長公選委員会は市会議員全員によって構成され、その小委員会が仙台市の例も参考にして公選規程を作成した。公選方法は、１）21歳以上の男女を有権者とし、被選挙権者は26歳以上の男子とする、２）選挙人名簿は６月１日現在で町内会が作成したものを利用する、３）立候補受付は７月１日～７日、投票日は７月14日、選挙運動は衆議院選挙に準じて候補者間で紳士協定を結ぶ、４）投票所は町内会単位に195か所設置する、町内会長を投票管理者とする、５）有効投票の最多数を得た者を当選者とする、などとされた(102)。

６月中旬になると、各党派の候補者選考が顕在化した。保守系のなかでは、村井八郎元市長や進歩党の中野与右衛門県議の名前もあがったが、６月20日自由、進歩両党の話しあいがまとまり、自由党の金刺不二太郎(103)に候補を一本化した。その後、金刺は中立系市議の支持も獲得し、７月５日には保守三派の

合同に成功して市会内に新政クラブを結成した。新政クラブは、今後の市会・県会選挙にも合同で臨むことを申し合わせた。総選挙での社会党の躍進が、川崎の保守勢力を結集させた。他方、社会党は6月20日総同盟の推薦をうけた三木治郎市議(104)の擁立を決定し、全国初の党人市長を実現しようと、片山哲書記長が選挙運動の陣頭に立って采配をふるった。共産党は、小田原で市長公選運動を経験した内野竹千代を立候補させたが、選挙戦終盤の7月10日、徳田球一書記長が川崎市にはいり、工場代表者会議を開いて社共両党と労働組合の統一候補擁立を提唱した。しかし、社会党の三木はもはや時期が遅いと固辞した(105)。選挙戦は、保守連合と社会党の激突となったが(106)、一般市民の関心は低調であった。結果は次のとおり。

川崎市の市長公選選挙（1946年7月14日）

有権者	121,143人	
投票数	62,210票	
投票率	51.4%	
金　刺	不二太郎（自由党）	33,322票
三　木	治　郎（社会党）	24,393票
内　野	竹千代（共産党）	3,424票
小　瀧	顕　八（無所属）	396票

この選挙で、投票率が低かった理由としては、4月の総選挙から有権者が3万人増加したが、彼ら新住民が川崎市政に無関心であったこと、農繁期と重なり内陸部の高津地区で60%、稲田地区で57%に達する棄権者が出たことがあげられた。しかし、むしろ戦災や人員整理によって住民が大量流出し、その後大量に復帰流入して、移動が激しいにもかかわらず東部の商工業地帯で棄権率が4割代にとどまったことは、町内会ごとに195か所の投票所を設けたことの効果であると評価された。金刺票と三木票は東部では互角であったが、内陸の農村

部では金刺票が68%をしめ、旧政友会地盤の強さをみせつけた。保守三派連合が革新勢力を抑えたことは、今後の市政界を方向づけるものと注目され、地方選挙での保守合同が確約されたと報道された(107)。８月１日、金刺は市長に就任すると、まず着手したのは労政課の設置による労働組合対策であった。金刺は、従来の官僚出身の輸入市長と比べて「民衆的」と評され、市民の人気は高かった。

以上、川崎市の市長公選の経過を検討すると、第１に、市長退陣要求の根拠には戦時行政の責任や公職追放該当が含まれ、さらにそれが市会批判・市会総辞職要求をともなっていたという、東北、北海道地方の市長公選運動の前提と共通する特徴を指摘できる。しかし、第２に、川崎の場合、きわめて早期から町内会長の間に市長退陣の要求が公然と成立していたという独自の特徴があるにもかかわらず、加えて戦前・戦中の市会と市長の緊張関係（室蘭に類似）、敗戦前後の市長の失政と市民の批判（仙台に類似）、公職追放該当――有権者名簿脱落――市長宅の隠匿物資摘発という一連の事件（八戸に類似）など、市長退陣要求が市民レベルの世論と運動に拡大していく契機はそろっていたのに、その後、町内会長と市会と革新・労組勢力の退陣要求は、各々孤立的、断続的なものにとどまり、５月下旬まで江辺市長の居すわりをゆるした。第３に、市長が辞任した時は、すでに政府の地方制度改革案が発表され、各地で市長公選も実施されていたので、市長公選は当然視され、市長直接公選の世論と運動は形政されず、むしろ早くから市会多数派の自由党金刺派も総選挙で躍進した社会党・総同盟も、公選での勝利をめざしていたと思われる（室蘭、釧路に類似）。市長公選は、戦時中からの地元市長候補が市会内部の対立や県当局の介入を回避して市長に就任する有効な手段として機能した（仙台、釧路に類似）。

4　福岡市

〈革新勢力の市長公選運動〉

1939年以来、福岡市長をつとめてきた畑山四男美(108)は、元福岡県知事であ

った。畑山は1946年4月の衆議院議員総選挙で有権者名簿脱漏の行政責任を追及され、つづいて5月1日のメーデーで戦時市長としての戦争責任を追及されたため、5月3日市会で辞意を表明し、5月10日正式に県地方課に辞表を提出した(109)。すでに3月には、1938年以来、粛正市会、翼賛市会を指導してきた陸軍軍人の市会議長高橋清作が議長を辞任していた(110)。

4月11日、福岡市で前日の総選挙の有権者名簿が約3,000名分脱落していることが判明すると、投票できなかった有権者200名が市役所前に集合して、市当局の職務怠慢糺明大会を開催し、市長に4か条の詰問状を提出して市長の責任を追及した(111)。さらに、4月14日には、市民300名が天神町劇場に福岡市民大会を開催し、そのうち約100名が市役所におしよせて畑山市長に辞職をせまった。彼等は初志貫徹、市政の明朗を期すため市政民主化同盟を結成することにした(112)。

他方、福岡市の革新勢力は、4月19日、メーデー準備と食糧危機突破対策のため、民主協議会結成準備会を開催した。5月1日のメーデーでは、福岡東公園に30組合1万3,000人の勤労者が参集し、その後、社会党福岡支部の中野誠一ら11名の実行委員が市役所に畑山市長を訪れて、「福岡市民に対し戦争施行の責任をとれ」「市再建に対する無為無能に対し責任をとれ」などの決議文をつきつけて即時辞任を要求した。畑山市長は、これに対して5月5日に辞職の期日を回答すると述べた(113)。これをうけて、革新勢力は、「後任市長は公選すべし、必ず民主戦線より市長を出せ」と主張し、市民大会を開いて全市民的運動に乗り出すことにした(114)。さらに、実行委員は5月5日畑山市長と会見して、5月15日までには辞表を提出すると言明させた(115)。同日、社会党福岡県連合会（吉武清太郎）、共産党福岡地方委員会（西山新次郎）、福岡地方労働組合協議会、九州自由文化連盟（古賀政久）などは、連名で次の声明書を福岡市民に発表した。

「本日畑山市長に面会したるところ、出来れば十日遅くも十五日までに辞表を提出することを正式に言明した。よってわれわれは民主主義的なる明るき

福岡市政を確立することの責任を念ひ、ここに福岡市民に対し声明書を発表する。

畑山市長はわれわれの団結の力の前に屈服し辞職した。市長を辞職せしめたのは市会でもなく、いわゆる有力者でもなく、去る五月一日のメーデーに参加せる人民大衆である、だからこの大衆の支持によってこそ後任市長が決定せらるべきことは当然である。

われわれは直ちに自由党、進歩党、協同党にも呼びかけ広汎な民主戦線を結成し、真に民主主義的なる市長を市民の手によって公選せらるべきことを提唱し、食糧危機の突破、隣組常会の民主化、配給の明朗化および福岡市の急速なる復興のための具体的政策を掲げて、一大市民運動を展開、いわゆる有力者による市長の闇取引、市会の一部策動を排するために、ここにわれわれの決意を表明する」(116)

５月６日、革新勢力と自由党、進歩党、協同党の福岡地区代表17名は、西日本新聞社に参集し、後任市長選出方法について協議会を開催し、市長公選で意見の一致をみた。そして、公選方法の決定と公選準備のため、各政党、労働組合、市会、町内会連合会より委員を選出し、福岡市長公選期成世話人準備会を結成すること、市民大会を開いて公選方法について市民の合意をえること、を決定した(117)。しかし、その後、この世話人会は５月11日に20名の参加で第２回準備会を開催したが、自由党、協同党、市会、町内会連合会の代表は欠席したため(118)、事実上革新勢力中心の市長公選準備機関となった。予定された市民大会は結局開催されず、革新勢力の市長公選への取り組みは、メーデー以後は政党・組合幹部だけの活動におわった。そして、５月23日の第３回世話人会は、県庁隣りの社会党支部で開催され、市会に対し自由立候補制、選挙権および投票期日などの要望を伝達することにした(119)。

市長公選が現実的となると、市長候補としてまず有力視されたのは、社会党の中央常任執行委員で元衆議院議員の松本治一郎（部落解放全国委員会委員長）であり、松本擁立の声は革新勢力のみならずひろく市民、市役所職員、保

守派のなかにも存在したようである(120)。しかし、松本は戦時中に興亜議員同盟に所属し、翼賛選挙で推薦候補として当選していたため、公職追放該当の可能性が濃く、先月の衆議院総選挙では、福岡市の地盤を田中松月（県議、社会党県連書記長）と杉本勝次（西南学院大学教授）にゆずっており、福岡市長公選に出馬できなかったと思われる(121)。

〈市会の公選準備〉

西日本新聞は、５月13日「社説　市町村長公選の段取り」を掲載した。同社説は、１）首長直接公選はもはや地方民主化の一環として国内の大勢となっており、世論の域から実行の域に移った、２）府県は官庁の側面が強く知事公選は府県制の改正まで待つのが穏当だが、市町村は自治体であり過渡的便法として、一層民意を適切に反映する直接公選を実施した上で市会がその当選者を推薦することが妥当である、３）候補者の選定は、自薦他薦による立候補は乱立のおそれがあるので、地域代表（町内会連合会）と職域代表（労働組合、協同組合、商工会、婦人会など）および市会協議会と各政党が各々候補者を推薦し、各団体代表の間で予備選挙を実施して、その高位得点者数名を一般市民の投票にかけるべきである、などと主張していた(122)。

畑山市長が辞表を提出すると、福岡市会は５月12日と20日に市会協議会を開催した。そして、そこでは結論に達しなかったが、一応公選を前提として後任市長選考の作業を進めることになり、市長公選研究委員10名を選出して、公選方法を具体的に検討していくことにした。また、市会は市長公選期成世話人会とは協調関係を維持し、市内の各界各層の要望を公選方法に取り入れていくと述べていた(123)。５月22日、市長公選研究委員会が開催され、１）市民、各政党、各労組の声を聞く、２）小倉市の公選方法を参考にする、３）公選の方法、期日を決定するなど委員会の課題を確認したが、他方で委員たちは、「地方制度の改革がまだ行はれてゐないのでどこまでも市会中心で進みたい」とも述べていた(124)。５月29日、同研究委員会は市長公選方法の原案を決定し、同日全

員協議会で賛成をえた。革新勢力は、市会に対して各勢力が参加する形で強力な権限をもつ市長公選実施のための協議会の設置を要望したが、市会はそれを拒否し、市会の諮問機関をつくって市民各層の協力を得ていく意向を表明した(125)。

6月6日、市会は市長候補者公選協議会を開催し、町内会連合会、職域代表、教員組合、労組、農組、各政党の代表に市会の研究委員会が作成した公選要項の内容を説明した。原案は自由立候補・一般市民の直接投票であったので、革新勢力も市会側の原案に反対しなかった(126)。翌日市会は公選要項を満場一致で可決した。公選要項は、54か条に及ぶもので、選挙権者は20歳以上の男女、被選挙権者は30歳以上の男子、投票日は6月26日、投票数は有権者数の60パーセント以上を必要とする、この投票数に達しない場合は選挙を無効とし再選挙は実施しない、得票最多数の者を当選とするが、立候補者3名以内の場合は有効投票数の5分の2以上の得票数を必要とする、などを規定し、選挙の有効性にきびしい条件を課していた(127)。

〈低投票率で公選無効〉

福岡市長公選は6月10日公示され、6月19日締め切りで立候補の受け付けが開始されたが、各勢力の候補者擁立は低調で遅れた。下馬評としては、九州帝大の今中次麿、宇賀田順三の両教授、河合卯兵衛元市長、畑山前市長、坂本一平助役などの名前があがったが、6月16日まで立候補者は皆無であった。それで、町内会連合会と弁護士会は各々推薦候補を擁立するため、また市長公選期成世話人会は立候補者なしの場合の善後策を検討するため、各々6月18日に協議会を開くことを予定していた(128)。すると、ようやく6月17日現市会議員の吉村光次郎(129)が自薦で立候補し、また翌18日前福岡弁護士会会長の三好弥六(130)が弁護士会の推薦で候補に擁立された(131)。

社会党福岡支部は、弁護士会と協調して候補者選考をすすめ、三好推薦を準備していた。社会党県連は、メーデーと畑山市長退陣・市長公選の運動で共産

党との共闘関係を形成したが、6月になって社会党中央委員会が共産党との共闘解消および社会党中心の救国民主連盟の結成を提唱しても、なお福岡県レベルで社共提携によって民主戦線を維持していくことを確認していた。そして、6月14日には福岡市で社共両党と地区労協が中心となって福岡地方民主連盟結成準備会が発足した。それで、6月18日民主連盟は準備会を開いて「メーデーの日畑山市長を辞職させたその当然の責任として十九日に迫った福岡市長立候補締切りを前に」松本治一郎を推薦することに決定したが(132)、松本は出馬を固辞した。

6月19日、立候補の締め切り日をむかえると、まず午前中に、革新勢力の市長退陣運動に反発して結成された国民同志会が、進歩党福岡支部幹事長の原英二(133)県会議員を推薦し立候補を届け出た。つづいて、午後には安河内政次郎（西興商事販売部代表）、前述の三好弥六、坂口一二（河内無線工業取締役）の三氏が立候補した(134)。社会党支部は同日共産党とともに三好弥六の承諾書を添えた推薦立候補届を提出した。社会党は4月の総選挙で福岡市を中心に福岡一区から田中松月、杉本勝次の二人を当選させて得票率第一党の地位を獲得していたから、「結果三好氏は強力な地盤のもとに選挙戦に乗り出すこととなった」(135)といわれた。さらに、同日夜半には、市内の奈良屋町内会連合会が元市長で博多財界のリーダーである河内卯兵衛(136)を推薦し、候補者は合計6名となった。

各勢力の選挙戦が6月20日から開始された。まず、民主連盟準備会は6月21日、天神町の岩田屋デパート別館で市長公選共同闘争打合会を開き、社共両党から民主戦線候補として三好弥六を推薦することになった経過の報告をうけ、候補者がメーデーの決議を実行すること、民主戦線に基礎をおくことなどを条件に選挙闘争を共同で行うことにした(137)。他方、進歩党支部は、同じ6月21日元衆議院議員の江口繁の邸宅で幹事会を開き、「食糧欠配下の今日全市民に投票のため一日を空費させることは妥当でない、候補者推薦者が二十二日に会合して懇談会を開き最適任者を互選し市会に推薦するやうにしたい」と貞方藤

次郎市会議長（創生会、推薦）に公選中止を申し入れた(138)。それで、６月22日、市会は各候補者を招集して選挙運動についての懇談会を開いたが、市会は進歩党支部の提案を拒否し、公選選挙を実施することを確認した。また、６月22日までに、坂口、安河内、原の三名が立候補を辞退したため、選挙戦は吉村、三好、河内の三名で展開されることになった(139)。

福岡放送局は、６月23～25日市長候補者の政見をラジオ放送した。また、西日本新聞社が主催して、６月24日には立会演説会が実施された。しかし、一般市民の市長公選に関する関心は低かった。それで、６月24日、各政党、地区労協、弁護士会などは、市会の貞方議長＝公選委員長に対して、公選要項の公選無効条項の削除を要求し、市会側と交渉した。しかし、市会は６月25日市会協議会を開いて、この申し入れを拒否し、６割以下の投票率では多数市民の世論の反映とはいえないと主張し、改めて、投票率６割以下の場合は無効、開票もしない、と声明した(140)。そして、市会は町内会連合会長を集めて市民に投票させるよう懇請し、棄権防止につとめることにした。貞方選挙長は、投票当日の午前７時15分、放送局からマイクで市民に投票を呼びかけた(141)。

６月26日、福岡市長公選の投票が実施されたが、予想どおり市民の投票所への出足は悪く有権者160,876人に対して投票者は36,728人で投票率は22.8パーセントにとどまり、結局公選は無効となった。また、各投票所とも投票者の７割は新有権者の女性であった。西日本新聞は、当日の映画館やデパートの混雑ぶりから考えて、低投票率の原因は食糧危機ではなく、市民の市長選挙への無関心にあると指摘した。また、選挙運動期間が短かかったこと、米穀通帳を入場券としたため、会場で投票できず帰った人が三分の一程度あったことも一因と述べていた(142)。

７月３日、西日本新聞は特集記事で全国および九州の市長公選の結果について分析を加えていた。同記事は、４月28日の塩釜市から６月30日の宇治山田市までの市長公選を紹介し、仙台58パーセント、福岡77パーセントと大都市で棄権率が高いこと、公選に成功したところでは住民団体の代表を選挙母体の委員

に入れて住民の意向を選挙に反映させたところもあることを指摘した。また、小倉、佐世保、福岡の九州地方の三都市が、結局公選中止、無効となったが、そこに共通する特徴は、第一に一般市民の関心が薄いこと、第二に人材難をあげ、地方制度改正を目前にして、任期わずかの過渡的便法としての公選には優秀な人物が立候補しない、また、公選といっても、その底を割ってみれば、選挙母体となる各政党・団体が民意に沿う人物を推薦できない、と述べていた(143)。４月の総選挙では福岡市の投票率は75.7パーセントに達していたから、投票率の低さは一般論としての政治的無関心や人口規模、食糧事情ではなく、この市長公選に個有の投票・集票動向に起因すると考えられる。つまり、各勢力の候補者の貧困と労組や町内会の消極的姿勢によるものと思われる。

７月13日、福岡臨時市会は決選投票の結果、三好弥六23票、河内卯兵衛21票で、三好を市長候補として内務省へ申請した。それに先立ち、吉村候補は候補辞退を表明し、進歩党支部は三好推薦を決定していた(144)。

以上のように、浜田、宇治山田、川崎、福岡の４市の低調におわった市長公選の動向を概観してみると、次のような特徴および低調さの原因を指摘できる。

まず、浜田と宇治山田では、前市長の辞任を契機に、青年団体と一部の町内会長（浜田）あるいは共産党、労組、戦災者団体（宇治山田）を主体として、翼賛市会の総辞職と市長公選を主張し翼賛延長市政の刷新・民主化をめざす「下からの公選」勢力が形成された。そして、両市では、その市民大会やデモ行進などの運動によって、前節で述べた前期の未熟な「上からの公選対応」と同様の市会・町内会長協議会方式だけの市長選考は、失敗や再検討を余儀なくされ、結局一般市民による直接選挙が実現した。

しかし、「下からの公選運動」勢力は、それ以上は公選の世論と運動を市民の間に拡大できず、市会・町内会長主体の「上からの公選対応」勢力に対して、候補者選考や公選準備で影響力を及ぼすことができなかった。そのため、公選準備・公選方法の決定は市会主導ですすめられ、市長候補が市会・町内会長を

母体とした機関から数名推薦されるという妥協的で不充分な公選形態となった。そして、「下からの公選」勢力は市会・旧勢力から自立できず（浜田）、あるいは逆に「偽装公選」反対を表明して市会主導の公選選挙に反発し（宇治山田）、いずれも市長公選を「市民の手による市長公選」に接近させることが不充分であった。その結果、公選選挙は、浜田の場合は市会内二派の勢力争いとなって新有権者層の棄権をまねき、宇治山田の場合は各勢力とも本腰を入れた選挙戦を展開しなかったため、各候補の得票は地縁・血縁票以上にはあまり拡大せず、大量棄権をもたらした。つまり、市長公選は前段の翼賛市政刷新・民主化の目的を見失って、後段には、市会の旧勢力によって勢力争いの道具におとしめられたか、あるいは市会と各政治勢力の責任放棄によって公選選挙の野晒し状態にされたのである。

さて、次に川崎の場合は「下からの公選運動」が成立しないまま、市会は単独で公選を決定し、さらに北海道の諸都市のような団体代表参加型の公選準備委員会も設立されずに市会だけで公選を実施したのが特徴であった。そのため、市長公選選挙は翼賛市政の民主化という目的が後退し、現職市会議員を擁立した自由党と社会党の市政をめぐる勢力争いの場となった。それで、投票率は50パーセントを越えたがその内容は両派の動員票が中心で一般市民の関心は薄かったと思われる。

福岡の場合は、革新勢力から公選論が主張されたが、直ちに保守・市会側も公選の方向に合意したため「下からの公選」世論・運動は拡大しなかった。それで、革新勢力が団体代表参加型の公選準備機関の設立を市会に提案しても、市会側はこれに不参加および拒否し、独自に決定した公選要項を事後に団体代表に説明したにとどまった。また、川崎とは逆に保守・革新両勢力とも有力な市長候補を擁立できなかったため、一般市民の公選選挙への関心は薄く、町内会や労組の対応も消極的であったと思われる。

第５章　第２節　注

(1)　『浜田市誌　上』1973年、浜田市、４ページ

(2)　同上、17ページ

(3)　俵三九郎　1896年生まれ、1924年京都帝大卒業。1930～43年石州銀行頭取、1943～46年第２代浜田市長、1963～67年第８代浜田市長。

(4)　『浜田市誌　上』387ページ

(5)　島根新聞1946年４月18日「浜田市政革新市民大会」

(6)　島根新聞1946年４月23日「後任市長推薦の動き　早くも浜田市会に散見」

(7)　島根新聞1946年４月27日「第一回市会協議会まとまらず」

(8)　島根新聞1946年４月28日「市民の声を聴く」

(9)　島根新聞1946年４月29日「岸幸一氏が有力　浜田後任市長銓衡進む」

(10)　島根新聞1946年４月30日「市議総辞職せよ　浜田市長銓衡のトビ火」

(11)　島根新聞1946年５月５日「後任浜田市長に緇川氏か」

(12)　島根新聞1946年５月７日「一杯喰された町内会側」

(13)　島根新聞1946年５月10日「候補者八氏で公選」

(14)　島根新聞1946年５月22日「岸市長実現せん　けふ浜田後任市長公選」

(15)　島根新聞1946年５月24日「浜田市長に岡本氏　公選に汚点　市議の暗躍」

(16)　西垣晴次・松島博『三重県の歴史』1974年、山川出版社、245ページ

(17)　斎藤真澂　1881年生まれ、1906年東京帝大（法）卒業。鉄道庁に入り、1927年鉄道監督局長で退官、1935～1946年宇治山田市長。1940年の神宮関係特別都市計画法の制定をうけて紀元二六〇〇年奉祝事業、神宮関係施設整備事業に尽力した。

(18)　伊勢新聞1946年２月28日「斎藤宇治山田市長辞意を表明」　同３月５日「斎藤宇治山田市長正式辞任」

(19)　伊勢新聞1946年２月１日「後任木本町長町会で正式推薦」　同３月16日「流石は公選町長さん」

(20)　伊勢新聞1946年５月18日「時勢に押された町村長さん」

(21)　伊勢新聞1946年２月７日「供米の人民管理を要求」

(22)　伊勢新聞1946年２月13日「罪状ぞくぞく暴露」　同２月21日「共産党と完全

連絡、民主政治に乗り出す梅戸井村民」

(23) 伊勢新聞1946年３月９日「共産村ここに実現」

(24) 伊勢新聞1946年３月15日「四日市市長就任、伊藤伝七氏拒否」

(25) 伊勢新聞1946年３月26日「四日市市長再任受諾」

(26) 伊勢新聞1946年３月26日「市長は市民投票で　四日市民生人」

(27) 伊勢新聞1946年５月２日「園部警部に退陣を要求」

(28) 『日本の歴代市長　第二巻』616～617ページ

(29) 伊勢新聞1946年３月５日「石原津市長辞意表明」

(30) 伊勢新聞1946年４月５日「堀川前市長に白羽の矢」　同４月19日「我等の市長を」　同４月23日「堀川前市長が返り咲くか」　同４月24日「津新市長資格決る」

(31) 『日本の歴代市長　第二巻』617ページ

(32) 三重県労政課『三重県労働運動史』1966年、83～84ページ

(33) 阿竹斎次郎　1891年生まれ、宇治山田市内でコンニャク・竹製品製造業を営む。1926～1946年宇治山田市会議員、元三重県議。

(34) 三田村四郎　1896～1964年　1920年代後半、日本労働組合評議会の組織部長・政治部長、日本共産党幹部。1929年、四・一六事件で検挙され、1933年転向声明を発表。1945年10月出獄し、府中刑務所出獄の共産党幹部が集まる自立会で下足番をしていたが、共産党への再入党を認められなかった。その後、民主人民連盟と日本労働組合会議（1946年12月創立）の創立に参画し、1949年から反共労働運動を推進した。

(35) 伊勢新聞1946年２月15日「乗り出す祖国再建　宇治山田有志で準備運動」

(36) 伊勢新聞1946年２月18日～20日の記事による。

(37) 伊勢新聞1946年３月５日「市民投票による市長を」、朝日新聞（全国版）1946年３月５日「前進する地方民主戦線」に関連記事がある。

(38) 伊勢新聞1946年３月18日「第二回宇治山田市会協議会」　同３月25日「欠席多数でお流れ、宇治山田市長銓衡準備委員会」

(39) 伊勢新聞1946年４月15日「町内会側から活発な意見」

(40) 伊勢新聞1946年４月20日「後任市長は人材本位に」

(41) 伊勢新聞1946年４月22日「市長は市民公選で」

(42) 北岡善之助　1891年生まれ、1932年市会副議長、1935年と1938年に市会議長

（～1946年）、1939年商工会議所会頭、1947年４月第12代宇治山田市長就任（～1948年12月）。

(43) 伊勢新聞1946年４月23日「市長は誰に？　慎重を期す後任候補銓衡会」

(44) 伊勢新聞1946年５月１日「市長銓衡委員会サボタージュ」

(45) 伊勢新聞1946年５月２日「戦時市会よ、やめろ」　同月同日「市の吏員さんたじたじ」　三重県労政課『三重県労働運動史』1966年、130ページの記述では、この要求書の文面が、伊勢新聞の記事と異なっている。

(46) 伊勢新聞1946年５月４日「市民の信任投票で」

(47) 伊勢新聞1946年５月８日「市民の選挙で決定」　『伊勢市史』1968年、大和学芸図書、135ページでは、「市内の世帯主を選挙人とする実質的な市長公選」が実施されたと記されているが、誤記である。

(48) 伊勢新聞1946年５月17日「鵜殿村、倉本徳之助氏」

(49) 伊勢新聞1946年６月２日「十三名の候補者を審査　慎重を期す後任市長銓衡合同会議」

(50) 伊勢新聞1946年６月10日「宇治山田市長選挙は三十日か」　同６月12日「十候補と選挙期日など報告」　同６月13日「市長公選は三十日、宇治山田市選挙の細目決る」

(51) 『民報』第175号、1946年５月30日「神様の袖にかくれてのんびり二重配給」

(52) 伊勢新聞1946年６月12日「食糧、生必品の人民管理など」

(53) 伊勢新聞1946年５月９日「同志に檄す　日本社会党宇治山田支部結成世話人会」

(54) 伊勢新聞1946年６月27日「市長選挙に就き市民が選べ」　同７月２日「棄権は六割二分」

(55) 前掲の阿竹をのぞく４名の略歴は、小林豊太郎　1890～1949年　1914年明治大学商学部卒業。1920年から宇治山田市議、1939年から三重県議、1947年４月から市会議長、1949年１月第13代宇治山田市長に当選。

慶谷隆夫　1901年生まれ。1926年東京帝大（法）卒業。1929年台湾総督府書記官、その後、花蓮港庁長、高雄港総務部長。1949～52年、1960～68年に、第14代、17代の宇治山田市長。

郡　茂徳　1881年生まれ。東京帝大（法）卒、香川県内務部長、台湾総督府

事務官。

森田久造　1892年生まれ。宮内省京都地方事務所長。

(56) 伊勢新聞1946年６月15日「噂の多い候補連」　同６月22日「結局候補者は八名」　同６月26日「立候補陣総くずれ」　同６月30日「民主市長は誰に？」

(57) 伊勢新聞1946年７月２日「阿竹氏金的射落す」

(58) 伊勢新聞1946年７月１日「投票も栄養失調　市政に無関心か宇治山田市民」

(59) 伊勢新聞1946年７月２日「棄権は六割二分」

(60) 伊勢新聞1946年７月２日「社説　宇治山田市の市長選挙」

(61) 伊勢新聞1946年７月３日「野人市長初めて出現」

(62) 伊勢新聞1946年７月17日「阿竹氏を推薦手続」

(63) 日本共産党調査部編『政治必携地方篇』1947年３月、81ページ　「アカハタ」52号、1946年８月18日「地方都市民主化の闘ひ」

(64) 石塚裕道「京浜工業地帯成立史研究覚書」『郷土神奈川』第25号、1989年、神奈川県立文化資料館、沼尻晃伸「戦時期～1950年代の工業開発と都市計画」『日本史研究』第415号、1997年３月、『川崎市史　通史編４下　現代産業・経済』1997年を参照。

(65) 建設省編『戦災復興誌　第９巻都市編Ⅵ』1960年、日本都市計画協会、18～27ページ

(66) 『川崎市議会史　通史編第１巻』1991年、1,223ページ　『川崎市史　通史編４上　現代行政・社会』1997年、155ページ

(67) 同上、286ページ

(68) 同上、39～40、58ページ

(69) 同上、1,384ページ

(70) 同上、330～331、1,378～1,379ページ

(71) 同上、1,417ページ

(72) 同上、330～331、1,420ページ

(73) 神奈川新聞1946年11月28日「江辺市長不信任申合せ　川崎市会より一歩先に町内会長が」　『川崎市史　資料編４上』1991年、335～336ページ所収

(74) 同上

(75)　毎日新聞（神奈川版）1945年11月27日、神奈川新聞1946年３月２日による。

(76)　建設省編『戦災復興誌　第９巻都市編Ⅵ』1960年、都市計画協会、11ページ

(77)　『川崎市史』1968年、川崎市役所、547～549ページ

(78)　『川崎労働史戦後編』1987年、川崎市、271ページ

(79)　神奈川新聞1946年１月11日「役員総辞職」

(80)　神奈川新聞1946年１月23日「賀市町内会民主化へ」　同３月２日「賀市町内会役員の改選」

(81)　神奈川新聞1946年１月17日「町内会準則廃止　川崎の民主化」、川崎市総務部長「町内会設置規程等廃止の件告示」(『神奈川県史　資料編第12巻』520ページ所収)

(82)　「川崎市町内会及び隣組設置要綱」1946年１月31日（『川崎市史　資料編４上』1991年、川崎市、354ページ所収)

(83)　『川崎労働史戦後編』271ページ

(84)　「市民大会準備打合セ会ニ関スル御連絡」1946年１月26日（『川崎市史　資料編４　上』337ページ所収)、神奈川新聞1946年１月27日「江辺市長らの責任追及　町内会長らが憤慨して川崎市民大会」

(85)　神奈川新聞1946年１月30日「川崎市民大会　町会長等発起で」

(86)　神奈川新聞1946年２月10日「江辺市長の辞職要求　敗戦後初の川崎市民大会」なお、市民大会の参加人員は「三町内会」とあるだけで明らかでない。戦時中全市には200、川崎地区には26、の町内会があり、この市民大会は市役所付近の３つの町内会が住民を動員したものと思われる。

(87)　神奈川新聞1946年２月19日「無気力な川崎市会、市長追放に熱意なし」

(88)　神奈川新聞1946年３月２日「市民と遊離する市長は辞職をせよ　川崎市会俄然活発化」なお、２月28日、横須賀市では社会、共産両党支部主催で戦争犯罪人市長追放市民大会が開催されていた。

(89)　神奈川新聞1946年３月13日「川崎市長市会に公約」

(90)　『衆議院議員総選挙一覧　22』1950年10月

(91)　神奈川新聞1946年４月11日「川崎市では四千名」

(92)　神奈川新聞1946年４月９日「頑張る江辺市長」　同４月18日「市長の辞職を要求　川崎市会にわかに態度強硬」

(93) 『川崎労働史戦後編』1987年、川崎市、245～253ページ　日本鋼管鶴見製鉄所労働組合編『鶴鉄労働運動史』1956年、駿台社、47～89ページ　松田武蔵編『十年のあゆみ』1956年、日本鋼管川崎製鉄所労働組合

なお、三宅明正「東芝争議」（労働争議史研究会『日本の労働争議』東京大学出版会、1991年）69ページによれば、東芝堀川町工場の生産管理闘争のなかで、「工場からの戦犯追放のための労働者による一般投票」が実施された。

(94) 神奈川新聞1946年５月８日「街から工場からつづく飢餓行進」　毎日新聞（全国版）1946年５月８日「川崎に飢餓突破行進」

(95) 毎日新聞1946年５月９日「市長の隠匿物資摘発　飢餓突破のデモの余波退陣も要求」

なお、デモ隊の一部15名は散会後トラックに赤旗を立てて、江辺市長宅を訪問し、家宅捜索をおこない米、缶詰、ウィスキーなどの隠匿物資を摘発したが、のちに住居侵入・脅喝罪として指導者が検挙された。

(96) 毎日新聞1946年５月10日「市民管理委員会設置」　神奈川新聞1946年５月10日「川崎のデモ続行　市長退陣まで頑張る」　『川崎市史　資料編４上』1991年、340～341ページ

(97) 『川崎市議会史　通史編第１巻』1991年、330～331、1,422ページ　神奈川新聞1946年４月25日「市吏員が山分け　川崎市従組市長を詰問」　同５月３日「反市長感硬化す　川崎市吏員新組合結成」

(98) 神奈川新聞1946年５月22日「川崎市長辞職か　市参事会で会計を検査」　同５月25日「市電値上の礼に市長らへ六千円」

(99) 神奈川新聞1946年５月28日「川崎市長遂に退陣」　同５月29日「助役ら三幹部問責　川崎市の市費濫費問題」

(100) 神奈川新聞1946年５月30日「川崎市長公選へ」

(101) 『川崎市議会史　通史編第１巻』1991年、1,440～1,441ページ

(102) 「市長公選に就て」（『川崎市史　資料編４上』1991年、345～346ページ所収）神奈川新聞1946年６月23日「町内毎に投票所」　同６月20日「川崎市長公選方式決定」

(103) 金刺不二太郎　1895年静岡県生まれ、1914年東京工科学校卒業、川崎市で建築設計業を開業、1928年川崎市議、1936年市会議長、1937年神奈川県議、東亜

産業会社を経営、戦時中は川崎市警防団長。1946年川崎市長に就任（～1971年４月まで７期)、全国市長会長などを歴任。

(104) 三木治郎　1885～1963年、東京生まれ。池貝鉄工所に入所し友愛会に参加、1913年室蘭の日本製鋼所に入り友愛会の幹部となる。1926年東京製鋼の労働組合主事、同年総同盟神奈川県連会長、同年社会民衆党中央委員、1936年川崎市議、1945年社会党神奈川県支部長、1946年総同盟神奈川県連会長、1947年参議院議員（２期)。

(105) アカハタ1946年７月20日「主張　二つの市長選挙の教訓（志賀義雄)」

(106) 『川崎市議会史　通史編第１巻』1991年、1,442ページ　神奈川新聞1946年６月16日「後任川崎市長　保守・民主二派で候補争い」　同７月４日「川崎市長の公選　保守、新興派の対立激化」　同７月６日「保守、新政クラブ組織」

(107) 神奈川新聞1946年７月16日「金刺氏が最高点　保守派、新興勢力を圧倒」「昭和二十一年七月市長公選管区別得票数」(『川崎市史　資料編４上』1991年、347～348ページ所収)　『川崎市史　通史編４上　現代行政・社会』1997年、240～246ページを参照。

(108) 畑山四男美　1884年高知県生まれ。1915年東京帝大（法）卒業、内務省入省。1933年福島県知事、1934年福岡県知事。退官後、1937年東京市教育局長をへて1939年１月福岡市長に就任。

(109) 西日本新聞1946.5.11「今後は一市民として尽力」

(110) 戦時中の福岡市会については、波田永実「翼賛選挙の地方的展開」『明治大学大学院紀要』第23集(3)　1986年２月、波田永実「選挙粛正運動の展開と地方政治構造の変容」『日本歴史』458号、1986年７月、および『福岡市議会史第３巻昭和編㈠』第７章、1991年、を参照。

(111) 西日本新聞1946.4.11「福岡では市民大会」　同 4.12「当局の怠慢を詰問」

(112) 西日本新聞1946.4.16「畑山市長の辞職を迫る第二回市民大会」

(113) 読売新聞1946.5.2「白旗揚げた市長さん」

(114) 西日本新聞1946.5.4「市長は公選せよ　近く市民大会」

(115) 『日本社会党福岡県本部の三十五年』1983年、16～17ページ

(116) 同上17ページ、西日本新聞1946.5.6「十五日迄には辞表」

(117) 西日本新聞1946.5.7「後任市長は公選　各代表の意見一致」

(118) 西日本新聞1946.5.12「市長公選期成世話人準備会開催」

(119) 西日本新聞1946.5.24「選挙期日など要望項目決る」

(120) 西日本新聞1946.5.12「松本氏の出馬有力」

(121) 松本治一郎は、その後1947年４月社会党から参議院（全国区）に出馬、当選して副議長となるが、1949年２月、吉田茂首相の策動で、戦時中の大和報国運動幹部という経歴を理由に、公職追放となった。

(122) 西日本新聞1946.5.13「社説　市町村長公選の段取り」

(123) 西日本新聞1946.5.21「構想は名誉市長の公選」

(124) 西日本新聞1946.5.23「各界の声斟酌」　同5.24「選挙期日など要望決る」

(125) 西日本新聞1946.5.30「福岡市長公選最後案成る」

(126) 西日本新聞1946.6.7「福岡市長公選要項成る」

(127) 『福岡市史　第５巻　昭和編後編㈠』1970年、126～132ページ

(128) 西日本新聞1946.6.10「立候補望み薄に一思案」

(129) 吉村光次郎　1900年福岡県朝倉郡生まれ。早稲田大学卒業後、1929年福岡市で弁護士開業、1938年市議当選（東方会系中立、非推薦）、1939年県議当選、1942年市議再選（非推薦）、戦時中は県の燃料統制組合と自転車統制組合の理事長。

(130) 三好弥六　1880～1957年、佐賀県生まれ。京都帝大卒業後、1910年から福岡市で弁護士開業。1946年８月～1951年４月福岡市長。

(131) 西日本新聞1946.6.18「先陣　吉村光次郎氏」　同6.19「三好氏福岡市長候補へ」

(132) 西日本新聞1946.6.19「三好氏福岡市長候補へ」

(133) 原英二　1888年生まれ。嘉穂郡穂波村村長（３期）、福岡県議（４期）。

(134) 西日本新聞1946.6.20「福岡市長公選遂に激化」

(135) 西日本新聞1946.6.20「その他三氏立候補か」

(136) 河内卯兵衛　1876～1963年、福岡市生まれ。家業の絹問屋から出発し、博多絹綿紡績、筑紫銀行、博多電気軌道などを設立した。1907年および1915年に福岡市議に当選。1938年福岡市長に就任したが市長選挙をめぐる贈収賄事件で辞任。博多株式取引所理事長。

(137) 西日本新聞1946.6.22「三好氏を推す民主連盟準備会」

(138) 西日本新聞1946.6.22「懇談会で互選を　進歩党支部重要申入れ」

(139) 西日本新聞1946.6.23「落ちつくところは三候補か」　同6.24「三氏で決戦」

(140) 西日本新聞1946.6.25「あす民主福岡市長公選　政党側から選挙無効規程に横槍」　同6.26「投票六割以下の場合は無効　市会申入れを否定」

(141) 西日本新聞1946.6.26「けふ、われらの市長決す　示せ民主市民の熱情」

(142) 西日本新聞1946.6.27「福岡市長の公選無効」　同6.28「政治的意欲が足りぬ　惨憺たる福岡市長公選の跡」

(143) 西日本新聞1946.7.3「芳しくない九州の公選状況」

(144) 西日本新聞1946.7.14「三好氏二票を抜いて当選」　『福岡市史　第５巻　昭和編後編㈠』133～140ページ